



公共交通施設編



基本的考え方

1 基本的考え方

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が、町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則別表第1の5に定める公共交通施設（以下「駅舎等」という。）を安全、安心、快適に利用できるように移動等の円滑化をするために必要な下記の3条件を踏まえ、本マニュアルに記載された事項を適切に反映した施設を整備し、適切に維持管理することが望まれる。

① 移動等円滑化経路の確保

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人にとって安全、安心に円滑に移動等できるよう、可能な限り最短距離で、かつ、連続して分かりやすく通行できる経路を確保されていること。

② 誘導案内設備の提供

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が駅舎等を利用するために、分かりやすく必要となる情報を適切に提供されていること。

③ 施設、設備の性能確保

駅舎等の施設、設備（券売機、便所等）は、高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全に、かつ容易に利用できる構造、性能等を備えること。また、これらの施設、設備にも移動等円滑化経路の確保をすること。

2 都市施設の範囲

- ① 鉄道の駅
- ② 軌道の停留場
- ③ バスターミナル（自動車ターミナル法第2条第6項）

3 特定都市施設の範囲

都市施設に同じ。

4 適用対象項目

【共通項目】

I 公共交通施設については、都市施設に適用する。

※ 項目「Iの20 その他の設備」については、整備基準の定めはないが、望ましい基準を掲載している。

【個別項目】

II～IIIについては、各対象施設の都市施設に適用する。

II 鉄軌道駅

III バスターミナル

※ 項目「IIの3 軌道の停留所」、「IIIの2 バス停留所」については、整備基準の定めはないが、望ましい基準を掲載している。

5 整備の対象範囲

駅舎等の新設及び大規模な改良時に、駅舎等の全体が整備基準に適合することが義務付けられている。

大規模な改良時については、次に掲げる旅客施設の区分に応じ、それぞれ次のように定めている。

① 鉄軌道駅

全ての本線の高架化、地下化への構造変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良。

② バスターミナル

旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であって、当該変更に係る部分の面積（建築物に該当する部分にあつては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の1/2以上であるもの。

※ エレベーターや便所等の部分的な改良は、大規模な改良時には該当しない。

※ ①、②以外の改良時においては、当該改良箇所を対象とした施設や設備の整備基準のみ遵守することが義務付けられている。

※ 店舗等の商業施設を駅舎等に設置する場合、商業施設及び付帯施設や設備については、建築物編の整備基準も遵守することになる。

※ 建築確認が必要になる範囲については、建築物編の整備基準も参照する。

6 工事中箇所における対応

工事期間中、以下の事項に配慮する。

○ 工事を実施する旨や迂回経路等について案内掲示を行う。

エレベーター等の経路確保が難しいときは代替的な段差解消措置を施す。

○ 夜間の迂回経路の利用に配慮し、照明により十分な明るさを確保する。

○ 視覚障がい者誘導用ブロックが分断されるときは、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。

○ 工事仮設物等を設置する際には、白杖（はくじょう）での感知ができるよう、隙間を設けない。

I 公共交通施設

1 移動等円滑化経路

●基本的考え方●

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の移動等円滑化に配慮し、外部から駅舎等内へアプローチし、車両等にスムーズに乗降できる連続性のある移動動線確保した構造とする。

整備基準（遵守基準）

- (1) 公共交通施設（以下「駅舎等」という。）の出入口から、通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路において、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の移動に際して障害（段差、狭小な出入口等をいう。）となるものがなく、かつ、安全に連続して通行できる経路（以下この表において「移動等円滑化経路」という。）を1以上確保すること。
- (2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。
- (3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。
- (4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。
- (5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障がい者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。

■整備基準（遵守基準）の解説

- 車両等とは、鉄道車両、軌道車両、バス車両をいう。
- 公共交通施設に隣接しており、かつ、公共交通施設と一体的に利用している他の施設の傾斜路やエレベーターを利用することにより、移動等円滑化経路が確保される場合は、当該公共交通施設の移動等円滑化経路とすることができる。

■望ましい整備

経路確保

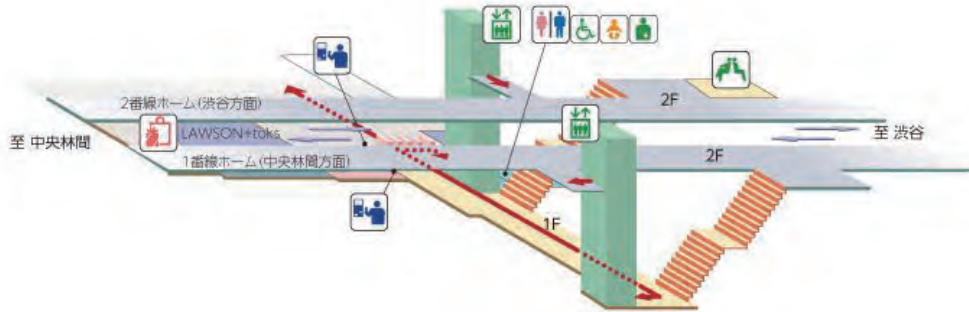
- ◎特に離れた位置に複数の出入口がある場合等、全ての経路においても可能な限り、移動等円滑化経路を確保する。
- ◎規模の大きい、又は利用者の多い旅客施設、特に鉄道駅にあつては、主要な出入口から移動等円滑化された経路を確保する。
- ◎利用者数に限らず、病院、障がい者施設等の周辺施設の状況や高齢者、障がい者等の利用の状況を考慮して移動等円滑化された経路を確保する。
- ◎他の事業者や他の公共交通施設への乗換経路に関しても移動等円滑化経路を確保する。

→他の事業者とは、公共交通施設と隣接している建築物、駅前広場、道路等をいう。

《 参 考 図 》

【図1.1】移動等円滑化経路が1経路の例

すずかけ台駅立体図



すずかけ台駅平面図



提供：東急電鉄株式会社

【図1.2】移動等円滑化経路が複数の例

町田駅立体図



2020.1.31現在
提供：小田急電鉄株式会社

2 出入口

●基本的考え方●

高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人が、道路、駅前広場、通路などの駅舎等の外部から円滑に出入し、かつ、分かりやすい構造とする。

整備基準（遵守基準）

- (1) 駅舎等の出入口には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項〔傾斜路〕に定める構造の傾斜路を設けること。地形上又は構造上困難な駅舎等の場合であっても、1以上の出入口については段差を解消すること。
- (2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 幅は、100cm以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85cm以上とすること。

■整備基準（遵守基準）の解説

(1) 段差

- 「段差を設けない出入口」とは、エレベーターを設けている駅において、エレベーターに接続できる出入口とする。

(2) 床面

- 外部出入口の周辺は雨の吹き込みや傘の持込み等によりぬれる可能性が高いので、水がついた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- 「滑りにくい仕上げ」については、建築物編「I建築物（共同住宅等以外）」の〔29床の滑り〕の項を準用し、安全性に十分配慮する。

■望ましい整備

- ◎全ての出入口を基準に適合させる。

有効幅

- ◎駅舎等の出入口は、車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とする。

→資料編 P2-25 参照

その他の注意事項

- ◎出入口の上屋には、高齢者、障がい者等に配慮した大きさのひさし等を設ける。ひさしの大きさは次に定めるものとする。
 - ①コンコース内部に雨が吹き込まないようにするとともに、傾斜路がある場合は、傾斜部分がぬれないような大きさとする。
 - ②自動車から降りるときに雨にぬれないような大きさとする。
- ◎主要な出入口には音声誘導装置（誘導チャイム等）又はこれに代わる設備を設ける。
- ◎側溝の蓋（グレーチング）を設ける場合は、車椅子の前輪や、白杖（はくじょう）等が落ち込まない様に格子を細かくするなど配慮した構造とする。なお、金属は水にぬれると滑りやすくなるので、表面の仕上げは滑り止め加工とするなど滑りにくくする工夫が必要である。
- ◎出入口に戸を設ける場合は、〔13戸〕を参照する。

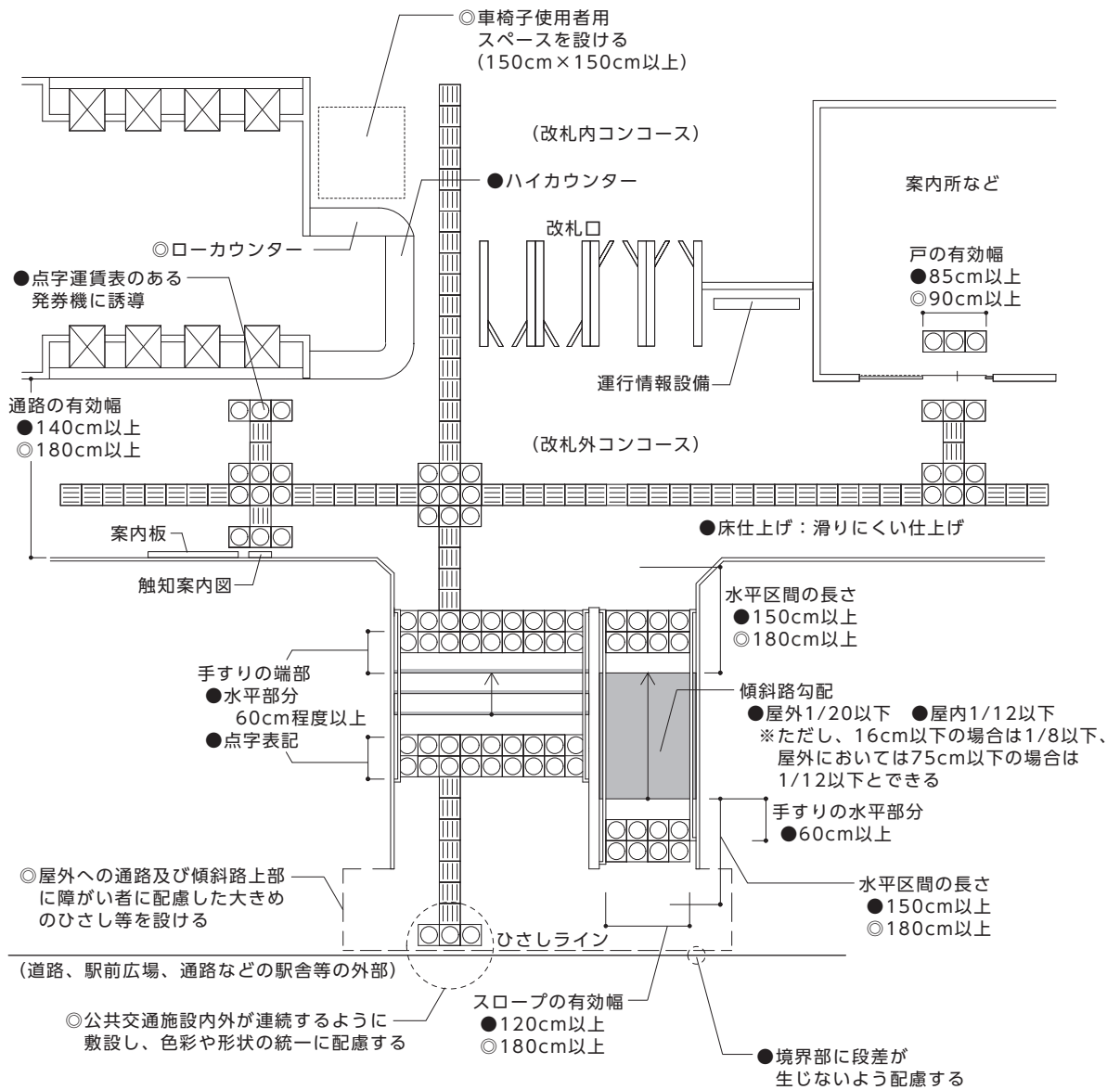
→雨天時を想定して設置する。

→〔15 視覚障がい者誘導案内用設備〕参照

→建築物編「I建築物（共同住宅等以外）」〔12敷地内の通路（屋外）〕〔図12.1〕参照

《 参 考 図 》

【図2.1】 出入口の例（鉄軌道駅）



3 駐車場

●基本的考え方●

駐車場を設ける場合は、障がい者の利用に配慮した計画とする。また、障がい者自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合とがあり、いずれの場合でも安全に支障なく利用できるような構造とする必要がある。なお、ここでは、公共交通施設に附属した駐車場を対象としている。

整備基準（遵守基準）

駐車場を設ける場合の位置及び構造等については、別表第 2〔建築物（共同住宅等以外）〕に規定する整備基準及び別表第 4〔建築物（共同住宅等以外）〕に規定する遵守基準を準用する。

■整備基準（遵守基準）の解説

- 建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」の整備基準の解説を準用する。

4 コンコース・通路・ホール等

●基本的考え方●

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が安全かつ円滑に移動できる構造とする。

整備基準（遵守基準）

- (1) 移動等円滑化経路を構成する通路等においては、次に定める構造とすること。
- ア 幅は、140cm 以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行できる構造とした上で、120cm 以上とすることができる。
 - イ 床面には、階段又は段を設けないこと。ただし、7の項〔傾斜路〕に定める構造の傾斜路又は8の項〔エレベーター〕に定める構造のエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - ウ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面をとる等の安全な措置をとること。
 - エ 高齢者、障がい者をはじめとする全ての人に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。
- (2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。

■整備基準（遵守基準）の解説

(1) ア 有効幅（転回スペース）

- 車椅子使用者が転回（180度方向転換）できる幅員を確保する。
- 通路等の有効幅を120cm以上とした場合は、50m以内ごとに車椅子が転回できるスペース（おおよそ170cm×140cm角以上）を設ける。

→資料編 P2-26 参照

イ 床面の段差

- 通路のような歩行空間では、室内に比べて移動速度が比較的早く、小さな段差や階段でもつまずきやすく危険であるため、段差を設けない。

ウ 突出物

- 原則として床面から高さ200cm程度までには、天井及び壁面に突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障がい者の通行の支障とならないような安全な措置を講ずる。

→安全な措置とは、柵や点状ブロック等の設置で、白杖（はくじょう）で感知できる措置とする。

エ 照明

- むらがなく、通行に支障のない明るさとする。

(2) 床面

- 施設利用者の安全上、円滑な通行を確保するため、平たんで滑りにくい仕上げとする。
- 「滑りにくい仕上げ」については、建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」の〔29 床の滑り〕の項を準用し、安全性に十分配慮する。

■望ましい整備

◎全てのコンコース・通路・ホール等を基準に適合させる。

有効幅

◎車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とする。

→資料編 P2-25 参照

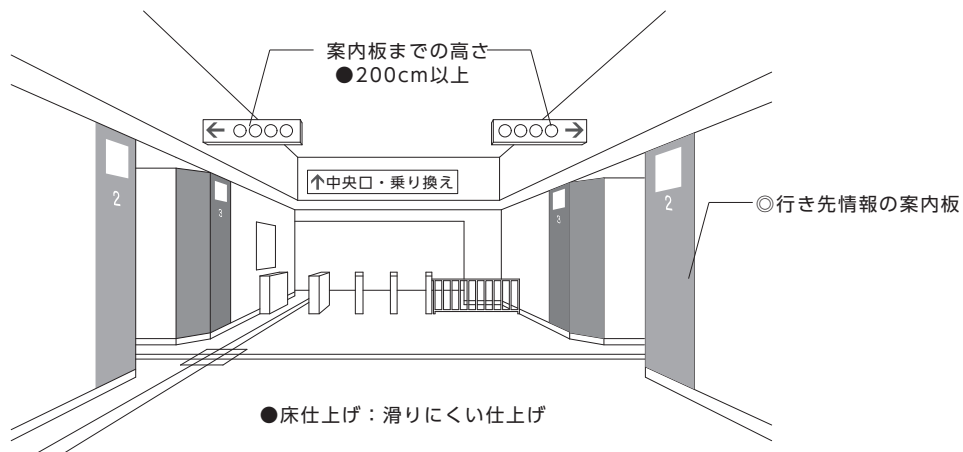
その他の注意事項

- ◎動く歩道を設置する場合は、高齢者、障がい者等に配慮して設置する。
- ◎曲がり角の出隅は、面取り又は隅切りとする。
- ◎高齢者、障がい者等に配慮して手すりを設置する。手すりを設置した場合は、整備基準の有効幅を確保できるように計画する。

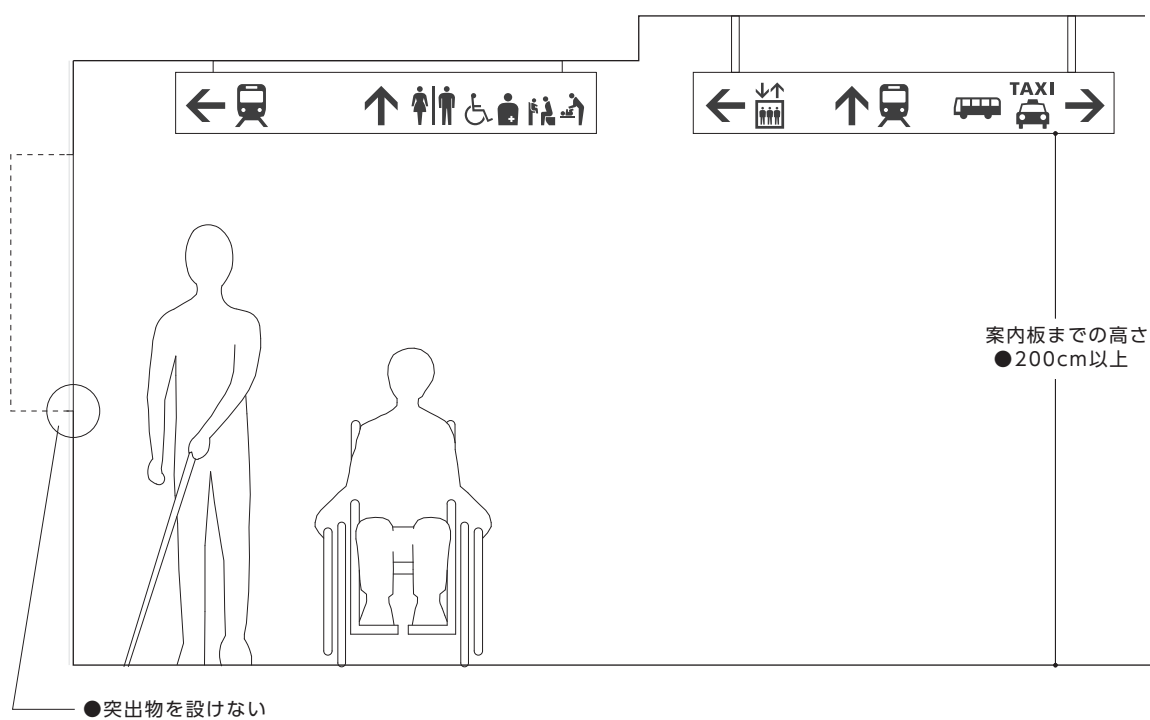
→〔17手すり〕参照

《 参 考 図 》

【図4.1】 コンコース、通路、ホール等の例



【図4.2】 突出物の配慮例



5 出札・案内所等

●基本的考え方●

視覚障がい者、聴覚障がい者をはじめとする全ての人が円滑に利用できるよう配慮した設備を設置する。また、カウンターを設けた場合は、車椅子使用者等の円滑な利用に配慮した構造とする。

整備基準（遵守基準）

- (1) 出札・案内所等のカウンターは、蹴込みを設ける等車椅子使用者の利用に支障のない構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる場合は、この限りでない。
- (2) 出札・案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。
- (3) 案内所等（勤務する者を置かないものは除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。

■整備基準（遵守基準）の解説

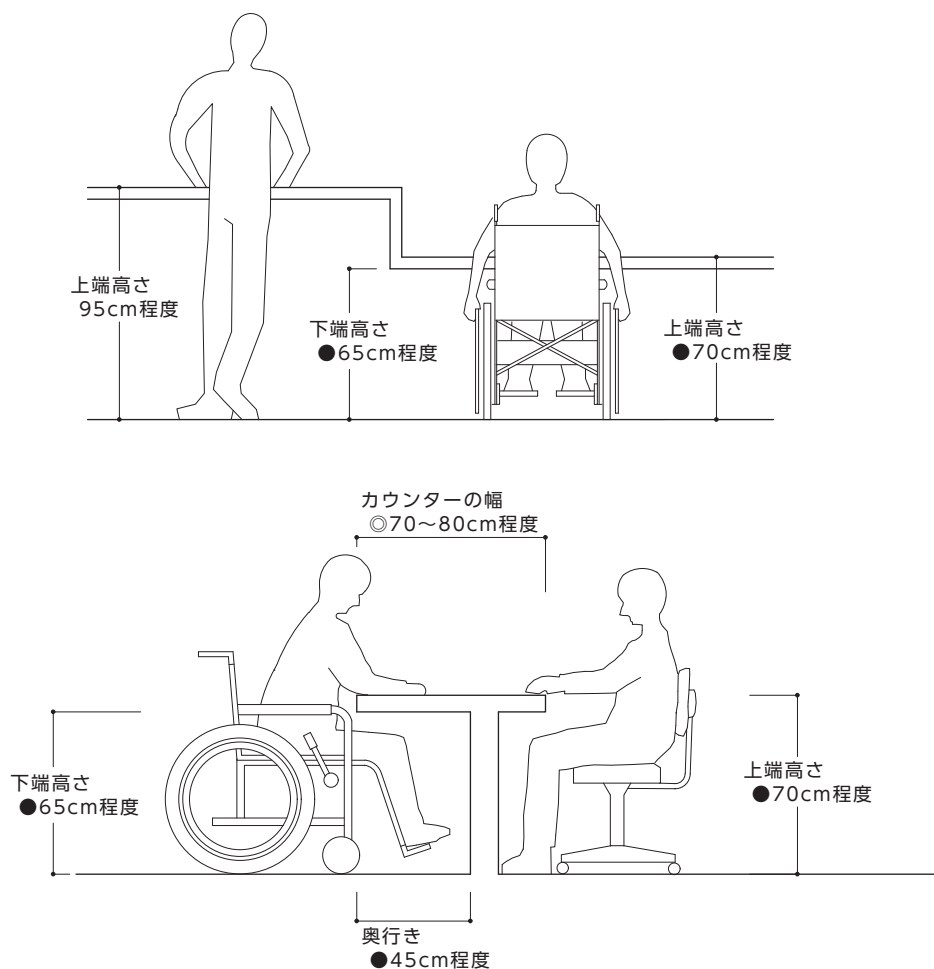
(1) カウンター	→【図 5.1】参照
<ul style="list-style-type: none"> ●対話を主とするカウンターの一部は、カウンターの下部に車椅子のアームサポートが入るように、高さ 70cm 程度とし、下部に高さ 65cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースをとる。 ●車椅子使用者の利用に配慮して、ついたてまでの奥行きは 30～40cm 程度とする。 	
(2) 視覚障がい者誘導用ブロック	
<ul style="list-style-type: none"> ●出札・案内所等のカウンターの 1 か所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。 	→【図 5.2】参照
(3) 筆談用具等	
<ul style="list-style-type: none"> ●筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を準備して、障がい者等とのコミュニケーションに配慮する。 ●筆談用具等がある旨の表示については、駅員及び旅客から見やすく、分かりやすく表示する。 	

■望ましい整備

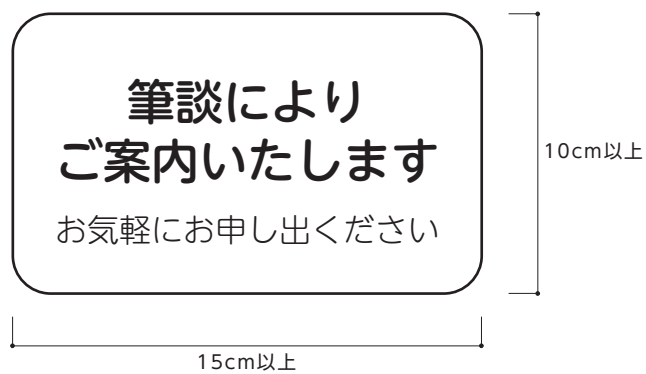
カウンター	→ICT 機器の活用も有効である。
<ul style="list-style-type: none"> ◎カウンターは、有効幅 70～80cm 程度とする。 ◎車椅子使用者に配慮したカウンターの周囲には、電動車椅子使用者が 360 度回転できる 180cm×180cm 以上の空間を確保する。 	
その他の注意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ◎言葉（文字と話し言葉）によるコミュニケーションが困難な障がい者、外国人等に配慮し、JIS T 0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを備える。 ◎手話での対応が可能な係員を配置するとともに、その旨を表示する。 	

《 参 考 図 》

【図5.1】 カウンターの例



【図5.2】 筆談用具等がある旨の表示例



6 階段

●基本的考え方●

高齢者、杖使用者、視覚障がい者等が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

整備基準（遵守基準）

- (1) 主要な階段には、回り階段を設けないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。
- (2) 幅は、120cm 以上とすること。
- (3) 高さが 300cm 以内ごとに、踊り場を設けること。
- (4) 両側に手すりを連続して設けること。また、手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。
- (5) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部の全体は、視覚障がい者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- (7) 階段下等において、高さが十分確保できないような空間等を設けないこと。やむを得ず空間が生じる場合は、視覚障がい者等に配慮した安全な措置を講ずること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がりが設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 高齢者、障がい者をはじめとする全ての人に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。

■整備基準（遵守基準）の解説

(1) 主要な階段

- 主要な階段とは、一般旅客が常時利用する全ての階段をいう。

(2) 有効幅

- 有効幅は 120cm 以上とする。

(3) 踊り場

- 施設利用者の利便上、高さ 300cm を超える階段は、300cm 以内ごとに踊り場を設ける。
- 長さは 120cm 以上とする。

(4) 手すり

- 手すりについては、〔17 手すり〕の項を準用する。
- 上段手すりに階段の行先情報を点字で表示する。点字による表示方法は JIS T 0921 に合わせたものとし、点字内容を文字で併記する。
- 点字は、はがれにくいものとする。
- 点字は、階段始終端部に敷設した点状ブロック付近の手すり端部（水平部分）に表記する。

→資料編 P2-1 参照

(5) 床面

- 施設利用者の安全上、円滑な通行を確保するため、平たんで滑りにくい仕上げとする。
- 「滑りにくい仕上げ」については、建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」の〔29 床の滑り〕の項を準用し、安全性に十分配慮する。

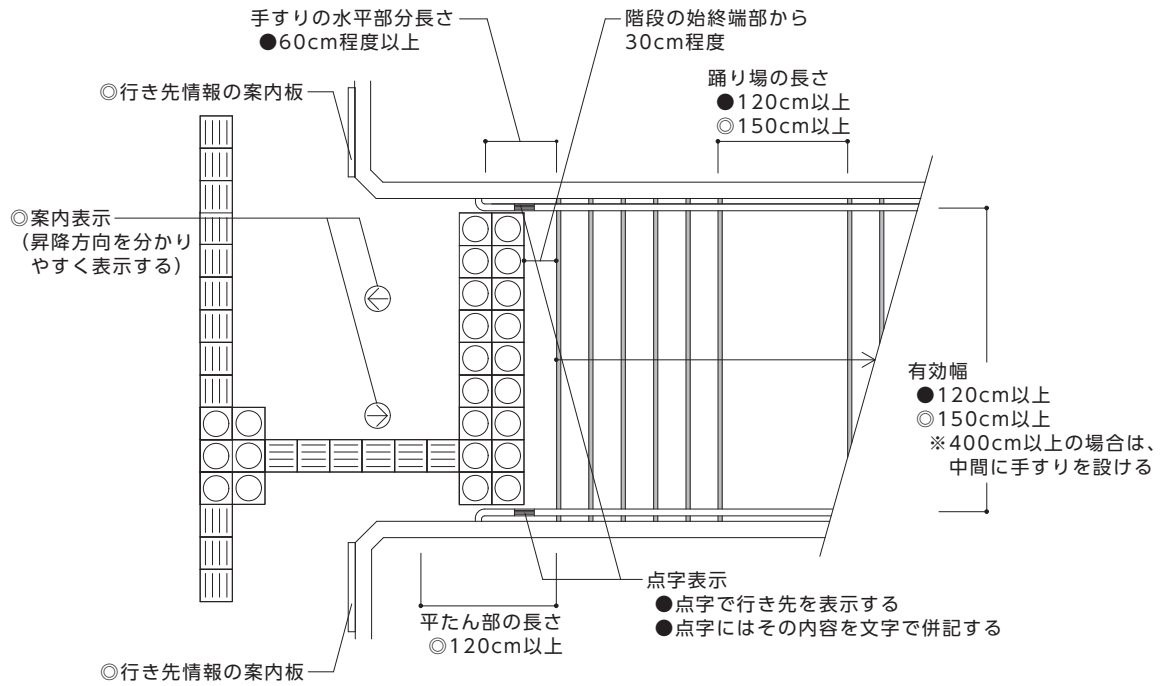
<p>(6) 踏面等の形状</p> <ul style="list-style-type: none"> ●蹴込み板は杖や足の落ち込みを防止するためにも必ず設ける。 ●段鼻を突き出すとつま先がひっかかりやすいので、突き出しは設けない。 ●踏面の端部（段鼻部）は、全幅にわたって十分な太さ（幅 5cm 程度）とし、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。 	<p>→【図 6.2】参照</p>
<p>(7) 階段下の空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ●階段下の十分な高さとは、概ね床面から高さ 200cm 程度をいう。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、視覚障がい者の侵入防止措置を講ずる。 	<p>→進入防止措置とは、柵等の設置で、白杖（はくじょう）で感知できる措置とする。</p> <p>→【図 6.3】参照</p>
<p>(8) 立ち上がり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●両側に連続して側壁を設ける。なお、側壁がない場合は、高さ 5cm 程度まで立ち上がりを設置する。 	<p>→【図 6.3】参照</p>
<p>(9) 照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ●むらがなく、通行に支障のない明るさとする。 	

■望ましい整備

<p>◎全ての階段を基準に適合させる。</p>	
<p>有効幅</p> <p>◎2 本杖使用者の円滑な通行に配慮し、有効幅 150cm 以上とする。</p>	
<p>踊り場</p> <p>◎2 本杖使用者の昇降に配慮し、長さ 150cm 以上とする。</p>	
<p>踏面等の形状</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎寸法は、蹴上げ 16cm 以下、踏面 30cm 以上とする。 ◎蹴込みは 2cm 以下とする。 ◎階段と側壁下部又は全体の色との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、床の端部を容易に識別できるものとする。 	<p>→【図 6.2】参照</p>
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎階段の始点、終点は階段につながる通路から 120cm 以上後退させ、手すり壁を延ばして平坦なふところ部分を設ける。 ◎階段の上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該階段の昇降方向を分かりやすく表示する。 ◎階段付近には、階段の行き先情報の案内板等を設置する。 	<p>→【14 案内板等】参照</p>

《 参 考 図 》

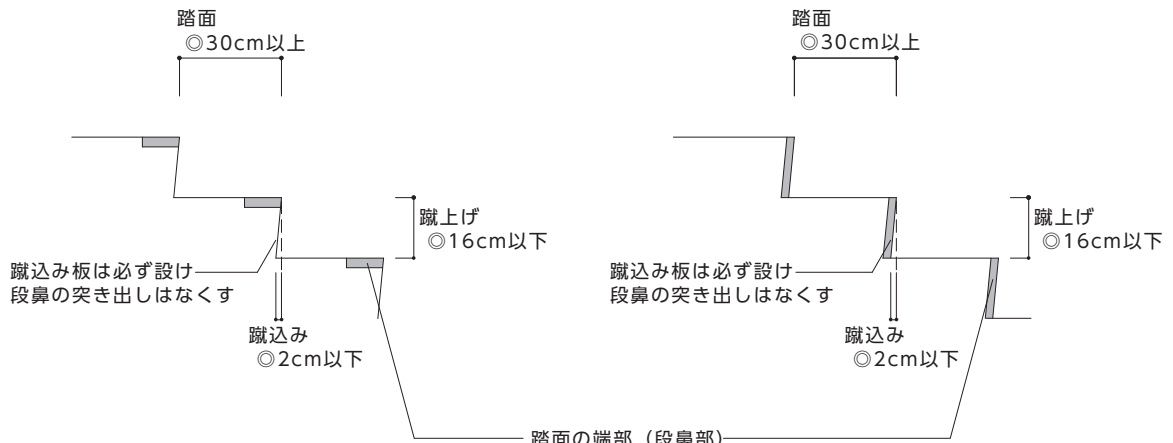
【図6.1】 階段の例



【図6.2】 蹴上げ、踏面の例

■ 段鼻部分のみ色分けした例

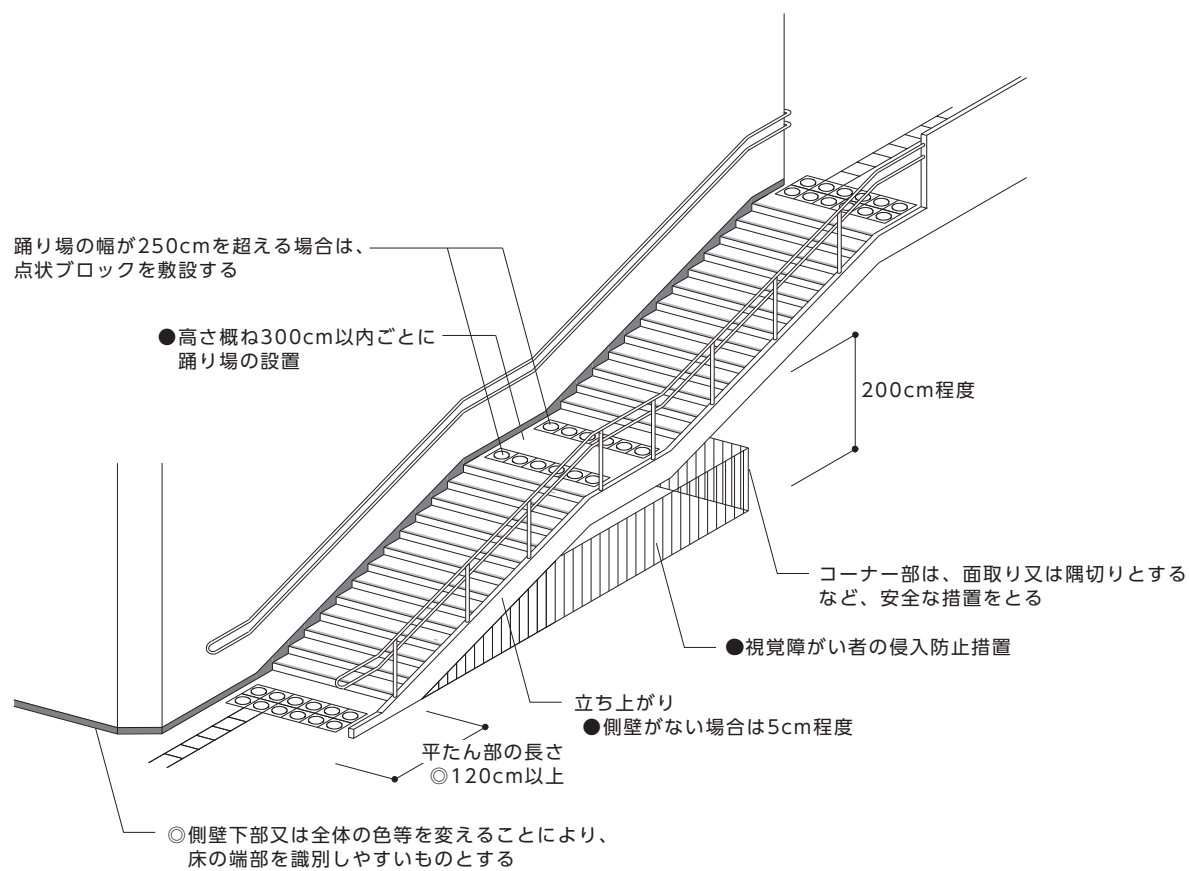
■ 段鼻及び蹴込み板を色分けした例



- ◎ 全長にわたって十分な太さ (幅5cm程度が識別しやすい) で周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする
- ◎ 色は始まりの段から終わりの段まで統一する

《 参 考 図 》

【図6.3】 階段下の空間の措置例



7 傾斜路

●基本的考え方●

通路面に段差を解消する傾斜路を設ける場合は、車椅子使用者等を含む全ての人が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

整備基準（遵守基準）

- (1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路においては、次に定める構造とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。
 - ア 幅は、140cm以上とすること。ただし、段を併設する場合は、120cm以上とすることができる。
 - イ 勾配は、屋内にあっては1/12以下、屋外にあっては1/20以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8分以下、屋外において傾斜路の高さが75cm以下の場合は1/12以下とすることができる。
 - ウ 高さ75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊り場を設けること。
 - エ 傾斜路の折り返し部分には踊り場を設け、他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。
 - オ 両側に手すりを連続して設けること。また、手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。
- (2) 傾斜路の両側は、35cm以上の立ち上がり（車椅子あたり）が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (3) 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別できるものとする。

■整備基準（遵守基準）の解説

(1) ア 有効幅

- 車椅子使用者と歩行者がスムーズにすれ違える幅員を確保するため、有効幅140cm以上とする。

→【図 7.1】参照

ウ 踊り場

- 車椅子使用者が長い傾斜路を下る場合ではスピードを制御しにくく、上がる場合では、休息スペースが必要であり、また、途中で方向転換をするのは、大変困難であるため、踊り場を設ける。
- 車椅子使用者の利用に配慮するため、傾斜路の始点・終点に水平部分を設ける。

オ 手すり

- 手すりについては、〔17 手すり〕の項を準用する。

(3) 床面

- 施設利用者の安全上、円滑な通行を確保するため、平たんで滑りにくい仕上げとする。
- 「滑りにくい仕上げ」については、建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」の〔29 床の滑り〕の項を準用し、安全性に十分配慮する。

(4) 識別

- 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度等の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。

■望ましい整備

◎全ての傾斜路を基準に適合させる。

有効幅

◎車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とする。

勾配

◎屋内においても、1/20 以下とする。

踊り場

◎車椅子使用者等の円滑な利用に配慮し、長さ 180cm 以上とする。

その他の注意事項

◎傾斜路と側壁下部又は全体の色等を変えることにより、床の端部を識別しやすいものとする。

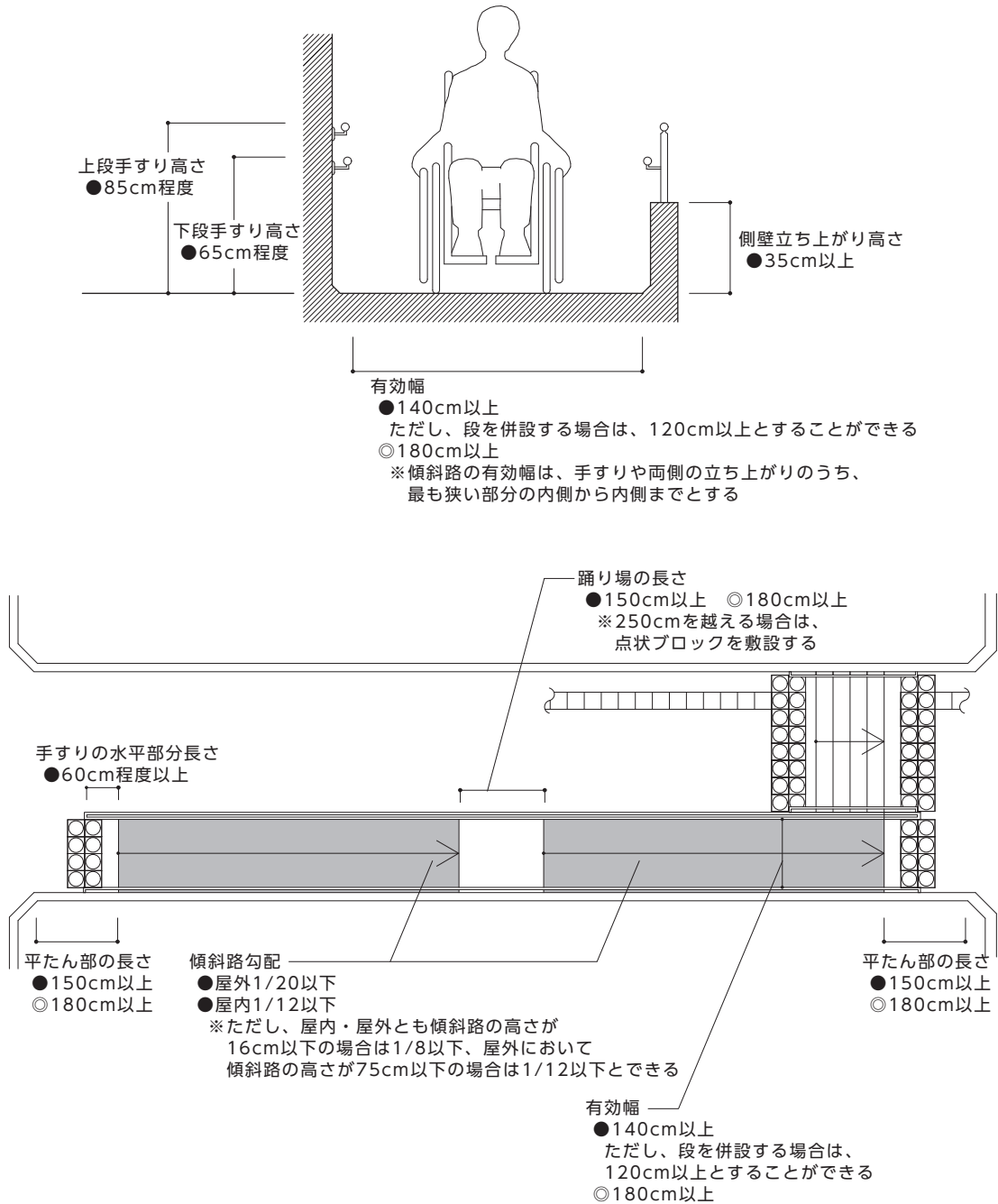
◎車椅子使用者等のため、傾斜路の始点、終点に 180cm 以上の平たん部を設ける。

◎屋外に設置する場合は、障がい者等に配慮した大きさのひさし等を設ける。

→雨天時を想定して設置する。

《 参 考 図 》

【図7.1】 傾斜路の例



8 エレベーター

●基本的考え方●

エレベーター及び乗降ロビーは、高齢者、車椅子使用者、視覚障がい者をはじめとする全ての人が安全に、かつ容易に利用できるように配慮した構造とする。

また、傾斜路によって解消できない高低差のある駅舎等においては、エレベーターの設置を原則とする。

整備基準（遵守基準）

移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に、次に定める基準に適合するエレベーターを設け、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の円滑な垂直移動を確保すること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用できる場合又は地形上、管理上エレベーターを設置することが著しく困難な場合は、この限りでない。

- (1) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 80cm 以上とすること。
- (2) 籠の容量は、11 人乗り以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障がい者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 既設の駅舎等で構造上困難な場合
 - イ 籠内部で車椅子使用者が転回することなく円滑に乗降できる機種を採用する場合
- (3) 籠内及び乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が支障なく利用できる構造とすること。
- (4) 乗降ロビーは、車椅子使用者が転回できる構造とすること。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。

■整備基準（遵守基準）の解説

(2) 内容

- 旅客施設においてエレベーターを設置する場合には、当該旅客施設の高齢者、障がい者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数並びに、籠の内法幅及び内法奥行きを検討する。籠の大きさについては、以下の表も参考にし、設置するエレベーターの籠の内法幅及び内法奥行きの大きさを選定する。

<エレベーターの籠及び昇降路寸法 [JIS A4301] 抜粋>

最大定員 〔人〕	籠の内法 幅〔cm〕	籠の内法 奥行き〔cm〕
11	140	135
13	160	135
15	160	150
17	180	150
	200	135
20	180	170
	200	150
24	200	175
	215	160

必要に応じて、適切な大きさを選定する。

(3) 設備

(操作盤)

- 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者等が円滑に操作できる位置に操作盤等の設備を設ける。また、操作盤は以下の構造とする。
 - ・操作ボタンは高さ 100cm 程度に設置する。
 - ・出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有したものとし、車椅子使用者等の余裕を見込み、円滑に乗降できるよう配慮した開閉時間を設定する。
 - ・籠内に設ける操作盤は、車椅子使用者の利用に配慮して籠の左右壁面中央付近に設ける。

→【図 8.1】【図 8.2】参照

(鏡)

- 車椅子使用者が乗降する際に、籠及び昇降路の出入口や背後の状況を確認するため、籠内に鏡を設ける。

→鏡はステンレス鏡面又は、安全ガラス等を設置する。

→【図 8.1】【図 8.2】参照

(表示装置)

- 籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設ける。

(音声案内)

- 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる設備を設ける。
- 乗降ロビーには、籠の到着や昇降方向を音声で知らせる設備を設ける。ただし、籠内に出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。

→スルー型の場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる。

(点字表示方法)

- 乗降ロビー及び籠内に設ける操作盤のうちそれぞれ 1 以上は、点字を表示する。点字による表示方法は JIS T 0921 に合わせたものとする。

→視覚障がい者が容易に操作できる構造の操作盤を設ける。

→資料編 P2-1 参照

(籠出入口乗降者検出装置)

- 旅客の安全を図るために、光電式、静電式又は超音波式等にて、籠の出入口の乗降者を検出し、戸閉を制御する光電式乗降者検出装置を設ける。

(4) 乗降ロビー

- 手動車椅子使用者が 360 度回転できる 150cm×150cm 程度の空間を確保する。また、新設の場合は、付近に下り階段及び下り段差を設けない。
- 乗降ロビー付近に下り階段及び下り段差が存在する既存施設の場合は、転落防止策を講ずる。

(5) 籠内外部との連絡

- 籠内部の防犯や事故時の安全確保のため、籠の内部が確認できるガラス窓を設置する。
- 籠外部から、籠内の車椅子使用者や子ども、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から高さ 50cm 程度にする。

その他の注意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●ただし書における駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用できる場合とは、公共交通施設の営業時間内において常時利用でき、かつ距離が著しく離れていない場合をいう。 ●視覚障がい者の誘導及び安全性を考え、視覚障がい者誘導用ブロックを連続敷設する。 	

■望ましい整備

その他の注意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ◎全てのエレベーターを基準に適合させる。 ◎離れた位置に複数の出入口や改札口がある場合等は、エレベーターを複数箇所に設置する。 	
出入口の有効幅	
<ul style="list-style-type: none"> ◎車椅子使用者の動作に対する余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。 	
容量	
<ul style="list-style-type: none"> ◎手動車椅子使用者が 360 度回転できる 15 人乗り以上とする。 (一般的な 15 人乗りの籠内寸法は 160cm(W)×150cm(D)) ◎エレベーター利用者が特に多い場合は、20 人乗り以上のエレベーターを導入する。 ◎緊急時の対応等に配慮し、ストレッチャーを乗せることができる、奥行き(概ね 200cm 以上)のあるエレベーターが望ましい。 	
形状	
<ul style="list-style-type: none"> ◎旅客施設の構造によっては、利用者動線や車椅子使用者の円滑な移動の観点から、設置可能な場合は、スルー型エレベーターを設置する。 	
車椅子あたり	
<ul style="list-style-type: none"> ◎床上から高さ 35cm 程度まで車椅子あたり(キックプレート)を設ける。 	
設備	
<ul style="list-style-type: none"> ◎視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮して、籠内外の操作及び情報が音と表示等で分かるものとする。 ◎籠内外の操作ボタン及び表示の色の組合せ等は、周囲の色と明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。 ◎籠内に設ける操作盤は、視覚障がい者で点字が読めない人もボタンの識別ができるよう、階の数字等を浮き出させること等により分かりやすいものとする。また、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。 ◎非常時における聴覚障がい者のための視覚的情報伝達手段(外部からの手話、文字による情報伝達等)として、次の配慮を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・非常時聴覚障がい者対応ボタンを設ける。 ・非常時(停電時等)に情報表示ができる聴覚障がい者対応モニター、電光表示盤を設置する。 ・係員に連絡中である旨や、係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。 ◎地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。 	→到着階に何があるか(地上出口、改札口等)、具体的に音声案内する。
駅務室等	
<ul style="list-style-type: none"> ◎駅務室等の管理室にエレベーターを監視できる設備を設ける。 ◎籠内部が確認できるカメラ(ITV 設備)を設ける。 	

開閉時間

- ◎高齢者や障がい者、子ども連れ等に配慮して、出入口の戸閉め開始時間を設定する。
- ◎ドアが開いた状態は最低4秒維持するものとし、車椅子利用者対応の主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる（10秒以上）機能を設置する。

乗降口ビー

- ◎電動車椅子使用者が360度回転できる180cm×180cm程度の空間を確保する。

標示

- ◎障がい者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置する。

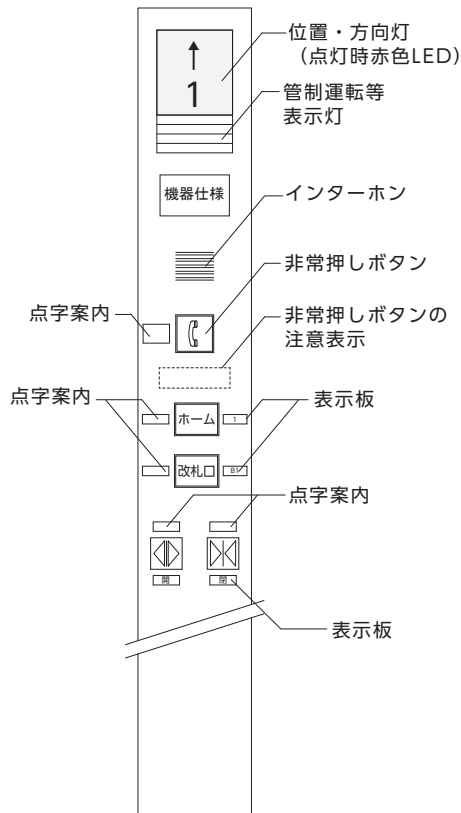
その他の注意事項

- ◎垂直移動距離の長いエレベーターを設置する場合は、トランク付きとするなど、救急用の担架等が収納できる構造とする。

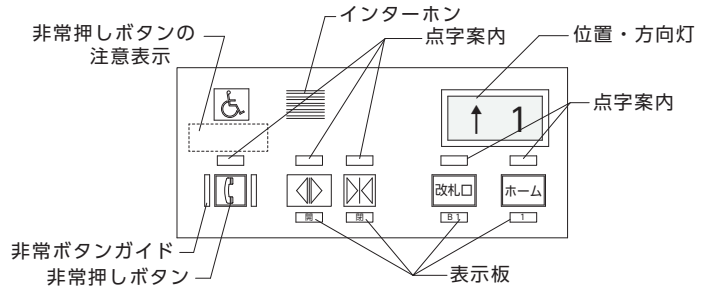
《 参 考 図 》

【図8.3】 籠内操作盤

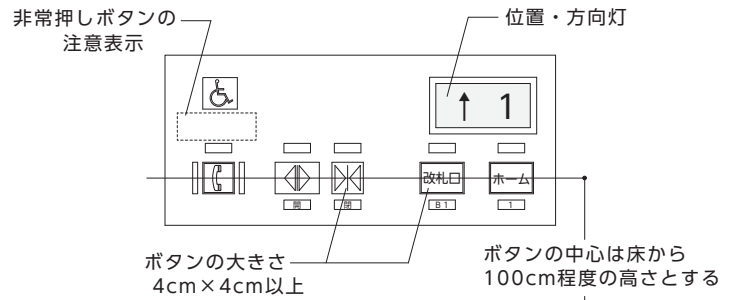
■一般操作盤



■車椅子使用者対応主操作盤



■車椅子使用者対応副操作盤



9 エスカレーター

●基本的考え方●

高齢者、杖使用者等が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

整備基準（遵守基準）

エスカレーターを設置する場合は、次に定める構造とすること。

- (1) 踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設置すること。
- (3) くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう、原則として黄色による縁取りを行うこと。
- (4) 8の項〔エレベーター〕に定める構造のエレベーターの設置が困難な駅に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。
- (5) 踏み段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別できるものとする。
- (6) 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。
- (7) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

■整備基準（遵守基準）の解説

(1) 踏面及び床面

- 施設利用者の安全上、円滑な通行を確保するため、滑りにくい仕上げとする。
- 「滑りにくい仕上げ」については、建築物編「I建築物（共同住宅等以外）」の〔29床の滑り〕の項を準用し、安全性に十分配慮する。

(4) 車椅子対応型エスカレーター

- 踏み段の面は車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さが確保できる構造（踏み段が3枚水平のまま昇降できるもの）とし、脱輪防止のための車止めを設ける。

(5) 踏み段

- 踏み段の端部に縁取りを行うなど、端部全体のその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、踏み段相互を容易に識別できるものとする。

(6) 音声案内

- 音声案内を周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。

<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エスカレーターと建物の梁や天井との間に三角部が生じる場合は、子ども等が挟まれることを防ぐため、固定保護板及び可動警告板を取り付ける。 ●エスカレーターと階段手すりとの間に三角部等の隙間が生じる場合は、子ども等が挟まれることを防ぐための配慮をする。 ●エスカレーター下には階段下と同様に十分な高さを設けること。十分な高さとは、概ね床面から高さ 200cm 程度をいう。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、視覚障がい者の侵入防止措置を講ずる。 ●昇降速度は、30m/分を標準とする。 ●エスカレーター上の照明は、乗り降りを安全に行うことができるよう、明るさや配置に配慮する。 	<p>→ 建築基準法施行令及び建設省告示のエスカレーターの一般構造を定める件に準ずる。</p>
--	---

■望ましい整備

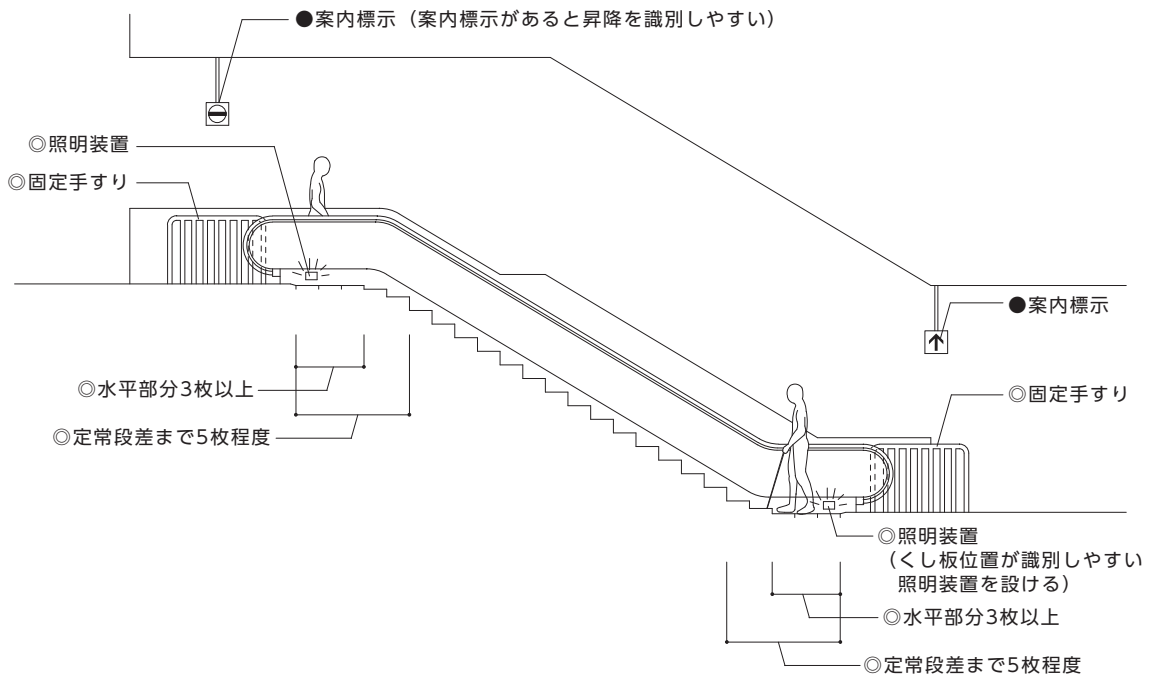
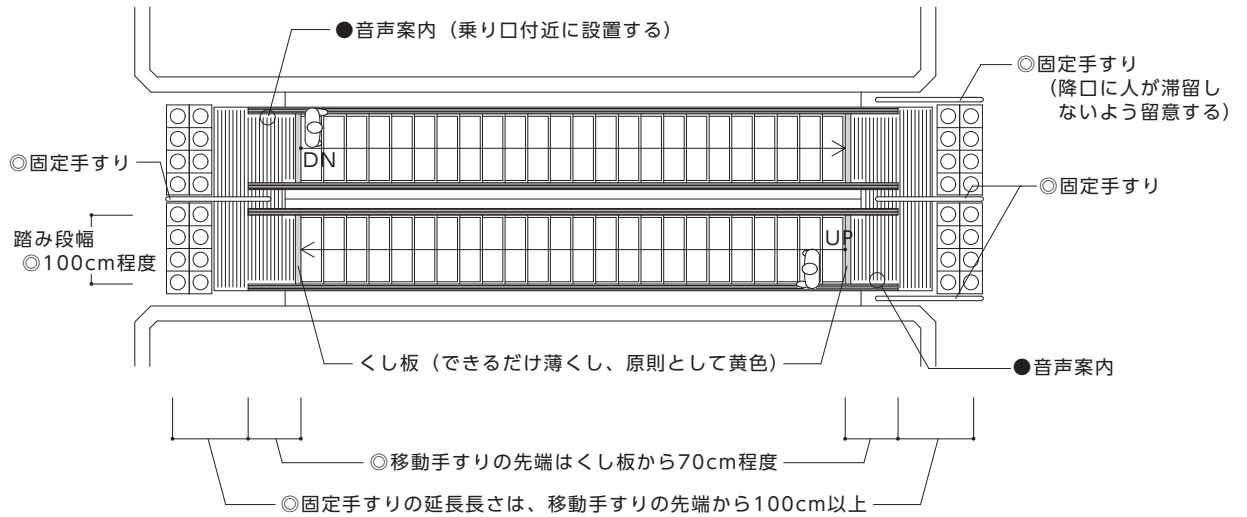
<p>設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎階段による垂直移動の高さが 5m 以上となる駅舎等においては、上下専用のエスカレーターをそれぞれ設置する。 ◎階段は利用者によっては、上りより下りの方が負担がかかる場合があるので、上り及び下り専用のエスカレーターをそれぞれ設ける。 <p>幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎S1000 形（踏み段幅：100cm 程度）以上とする。 <p>乗降口</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎利用者がゆとりをもって乗り降りするため、踏み段の水平部分は 3 枚以上、定常段差に達するまでの踏み段は 5 枚程度とする。 <p>照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎乗降口に近い位置にくし板位置が識別しやすい足元灯等の照明装置を設ける。 <p>手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎乗降口は、くし板から 70cm 程度の移動手すりを設ける。 ◎乗降口には、動線の交錯を防止するための固定柵又は固定手すり（長さ 100cm 程度）等を設ける。 	<p>→ 【図 9.1】 参照</p> <p>→ 【図 9.1】 参照</p>
---	---

◆ソフト面の工夫

<ul style="list-style-type: none"> ◎転落事故等を防止するため、利用ルールについて掲示やアナウンス等で周知する。 	
--	--

《 参 考 図 》

【図9.1】 エスカレーターの場合



10 便所（一般用トイレ）

●基本的考え方●

高齢者、障がい者等が便所（一般用トイレ）を円滑に利用するために、補助手すり等を設置する。また、車椅子使用者、オストメイト、乳幼児を連れた者等が円滑に利用できるよう配慮した便房を可能な限り設置する。

<便所における機能分散の考え方>

建築物編「Ⅰ建築物（共同住宅等以外）」に準ずる。

整備基準（遵守基準）

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。

- (1) 便所への案内、誘導及び男女別表示等を分かりやすく表示すること。
- (2) 床面には、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の通行の支障となる段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項〔傾斜路〕に定める構造の傾斜路を設けること。
- (3) 床面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) 大便器は、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を腰掛式とすること。
- (5) 腰掛式とした大便器及び小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。
- (6) 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置き式又は壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。
- (7) 便所内に、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。
- (8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。
- (9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。
- (10) (7)、(8)又は(9)の設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

■整備基準（遵守基準）の解説

(1) 案内表示

- 男女別及び便所の構造を便所の出入口付近の外部に音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設ける。
- 男女別出入口への視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する際には、動線の混在を避けるよう配慮する。
- 入口には図記号（ピクトグラム）等により男女別標示を分かりやすく行う。
- 点字により表示する場合の表示方法は JIS T 0921 に合わせたものとし、触知案内図により表示する場合は、JIS T 0922 に合わせたものとする。

→【図 10.1】参照
出入口の案内板の例は
P46【図 11.9】参照

→資料編 P2-1、2-3 参照

(3) 床面

- 水洗いができ、かつぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- 「滑りにくい仕上げ」については、建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」の〔29 床の滑り〕の項を準用し、安全性に十分配慮する。

(4) 大便器

- 高齢者等足腰の弱い人にとって、和式便所の利用は非常に困難を伴うため、腰掛式の大便器を1以上設ける。また、当該大便器には手すりを設ける。

→【図 10.2】参照

(7) 水洗器具

- 水洗器具とはオストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置、水栓を含む）をいう。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。

→【図 10.4】【図 10.5】
【図 10.6】参照

(8) ベビーチェア

- 便所（一般用トイレ）に設置する場合は、男女別にそれぞれ1以上設ける。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。

→建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」〔22 子育て支援環境の設備〕参照

(9) ベビーベッド

- 便所（一般用トイレ）に設置する場合は、男女別にそれぞれ1以上設ける。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、乳幼児のおむつ交換ができる設備を車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。

(10) 表示

- トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。

その他の注意事項

- 操作部の形状、色、配置及び器具の配置は JIS S 0026 に合わせたものとする。

→【図 10.7】参照
→資料編 P2-14 参照

■望ましい整備

手すり

◎整備基準の（４）及び（６）以外の便器にも手すりを設ける。

水洗器具

◎パウチやしびん及び腹部等が洗浄できる水洗器具及び汚物流しを設置する。

◎水洗器具は、パウチ等の洗浄のため温水が出るようにする。

◎整備基準の（７）、（８）、（９）の設備を、便所（一般用トイレ）と車椅子使用者用便房に複数設置する場合は、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人が利用可能となるように配慮する。

→【図 10.4】参照

簡易型車椅子使用者用便房

◎小型の手動車椅子使用者が利用できる便房（簡易型車椅子使用者用便房）を１以上（男子用及び女子用の区別がある場合は、それぞれ１以上）設ける。また、簡易型車椅子使用者用便房は次に定める構造とする。

・簡易型車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路とする。

・正面から入る場合は、130cm×200cm 以上のスペースと出入口の有効幅 85cm 以上

・側面から入る場合は、150cm×180cm 以上のスペースと出入口の有効幅 85cm 以上

・整備基準の（７）、（８）の設備のいずれかの設備を設置し、車椅子使用者用便房の機能の分散化を行う。

→【図 10.8】参照

便房の機能分散

◎車椅子使用者用便房や簡易型車椅子使用者用便房の整備のほか、更なる機能分散を図る観点から、水洗器具やバビークチェア等の機能を備えた便房を設置する。

緊急時通報

◎便房内には、非常用の呼出しボタンを設け、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。

◎視覚障がい者や聴覚障がい者にも配慮し、音声及び光により緊急事態の発生を知らせることができる設備（フラッシュライト等）を備える。

→建築物編「Ⅰ建築物
（共同住宅等以外）」
【図 8.6】参照

設備・備品等

◎小便器の前には荷物の置ける棚を、便房には荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを設ける。

◎小便器や洗面器の脇には、杖や傘等をたてかけるくぼみ又はフックを設ける。

その他の注意事項

◎便房の戸は、高齢者、障がい者等に配慮した取っ手、錠等を設置し、引き戸式又は折戸式とし、便房内の空間に余裕を作る。

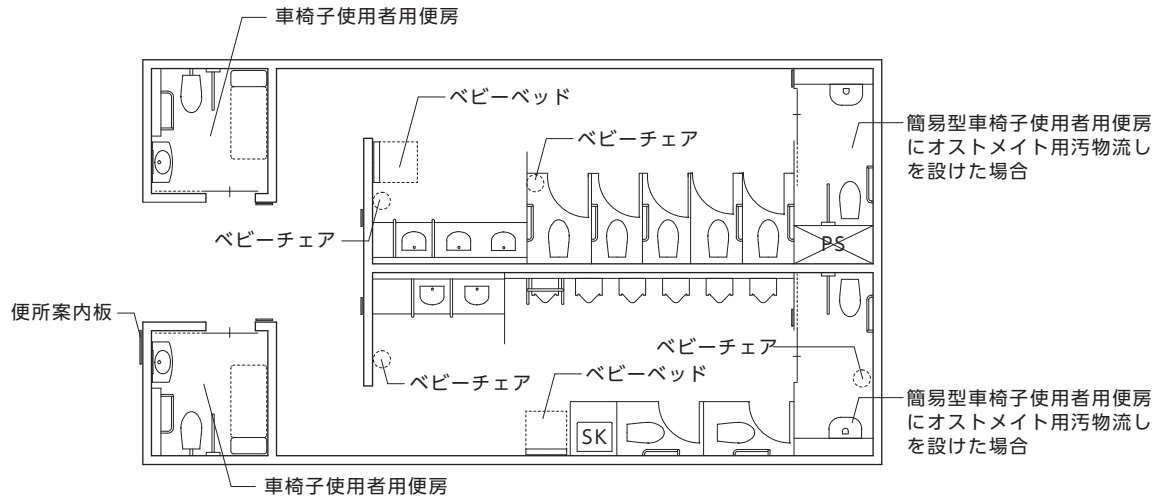
◎洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。

◎駅等のように、高齢者、障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）では、車椅子使用者用便房の利用頻度が高い。したがって、一般用便所に腰掛便器、若干広めの便房、便房内の手すりや、入りやすいドア形式等の要件を備えた便房を整備することにより、一般便房の利用が困難な高齢者、障がい者の円滑なトイレ利用を図ることができる。

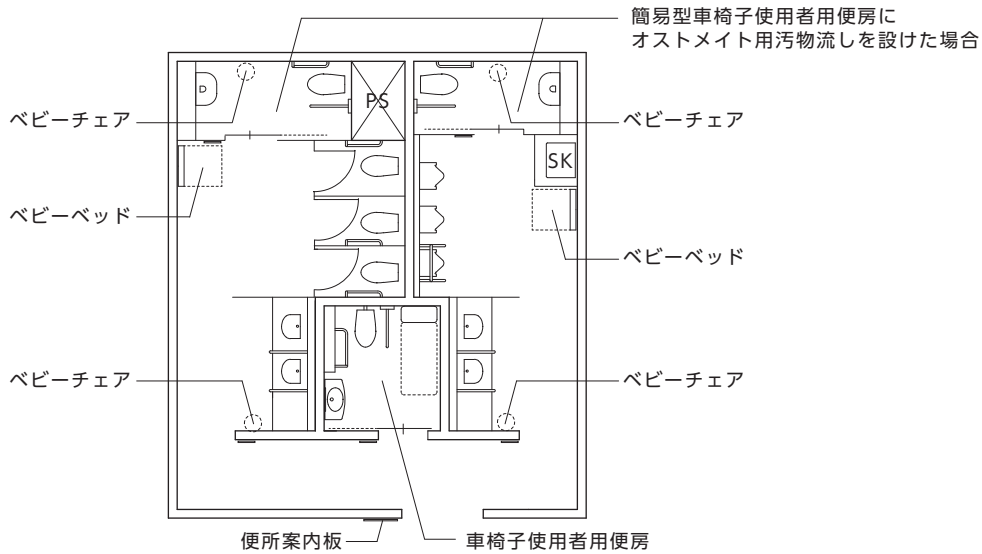
《 参 考 図 》

【図10.1】 便所の配置例

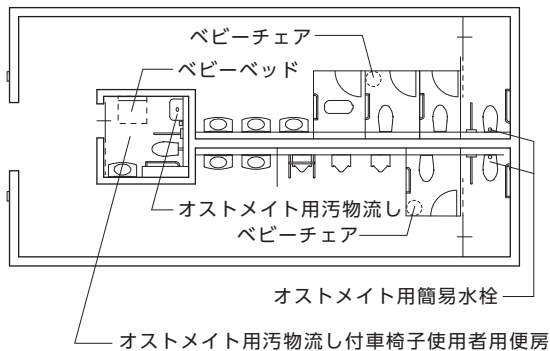
■左右対称の車椅子使用者用便房及びオストメイト対応便房を設けた例



■車椅子使用者用便房を1つ設けた例



■車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例



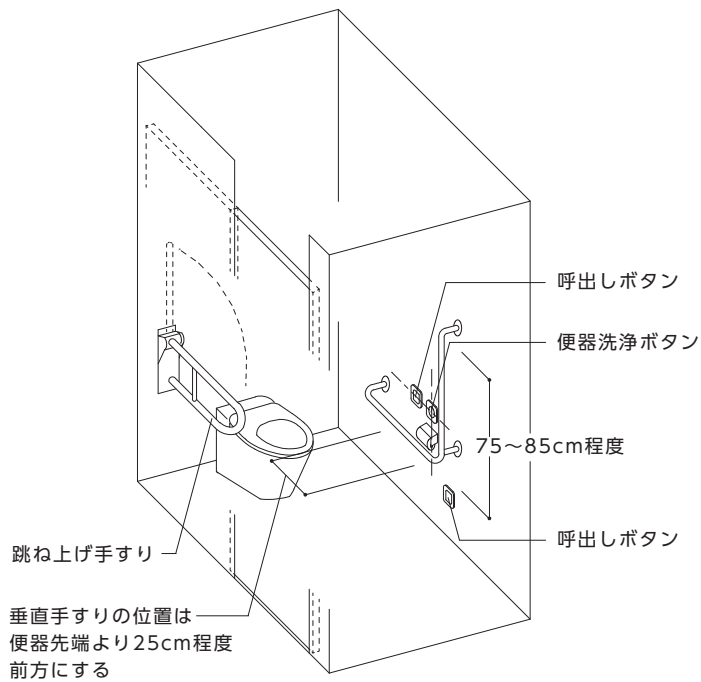
■便房設備の標示例



- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。

《 参 考 図 》

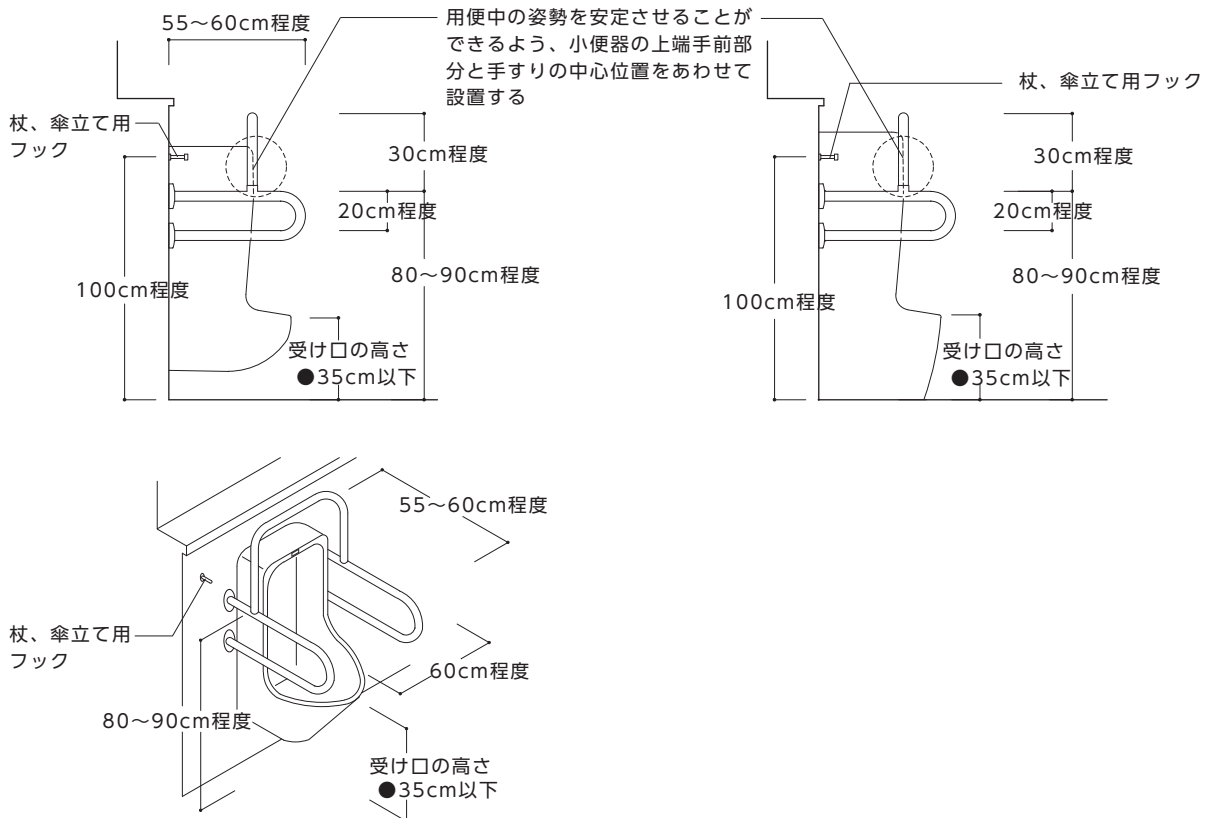
【図10.2】 大便器の手すりの例



【図10.3】 小便器の手すりの例

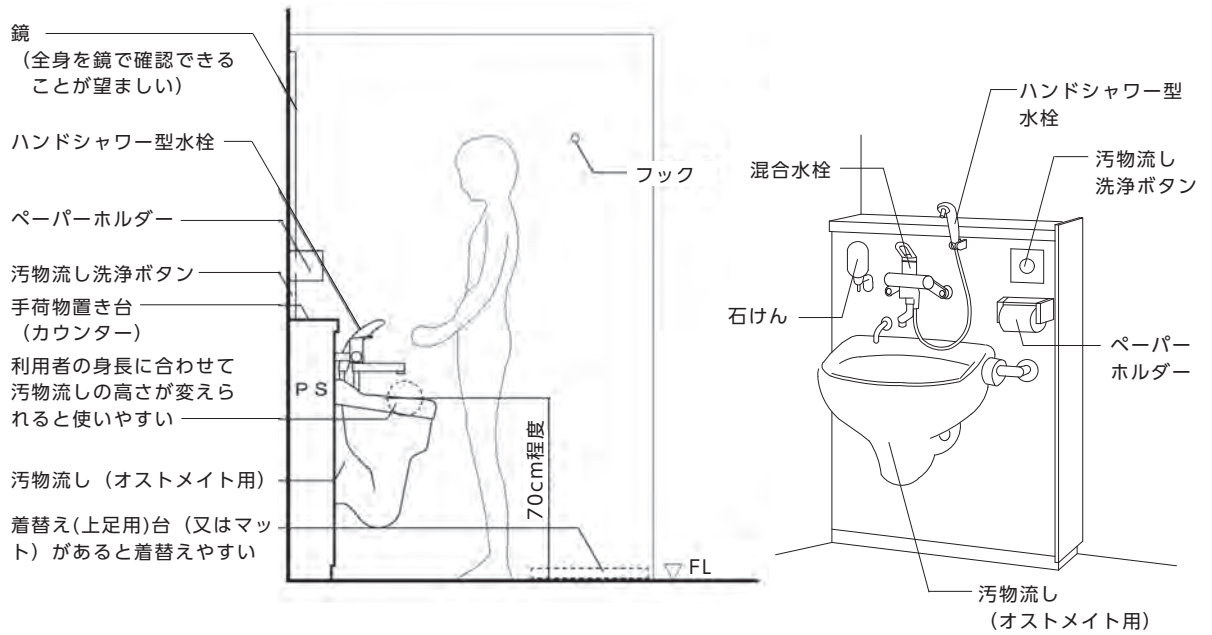
■ 壁掛式低受け口

■ 床置き式ストール

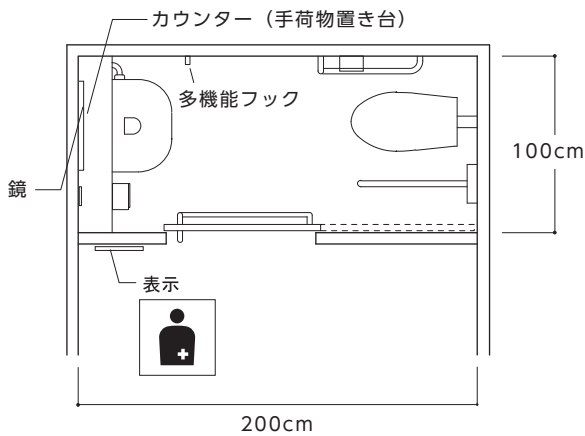


《 参 考 図 》

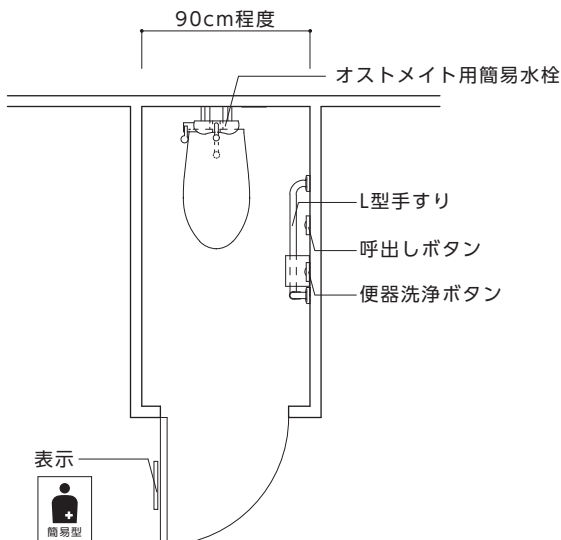
【図10.4】 オストメイト用汚物流しの例



【図10.5】 オストメイト対応便房

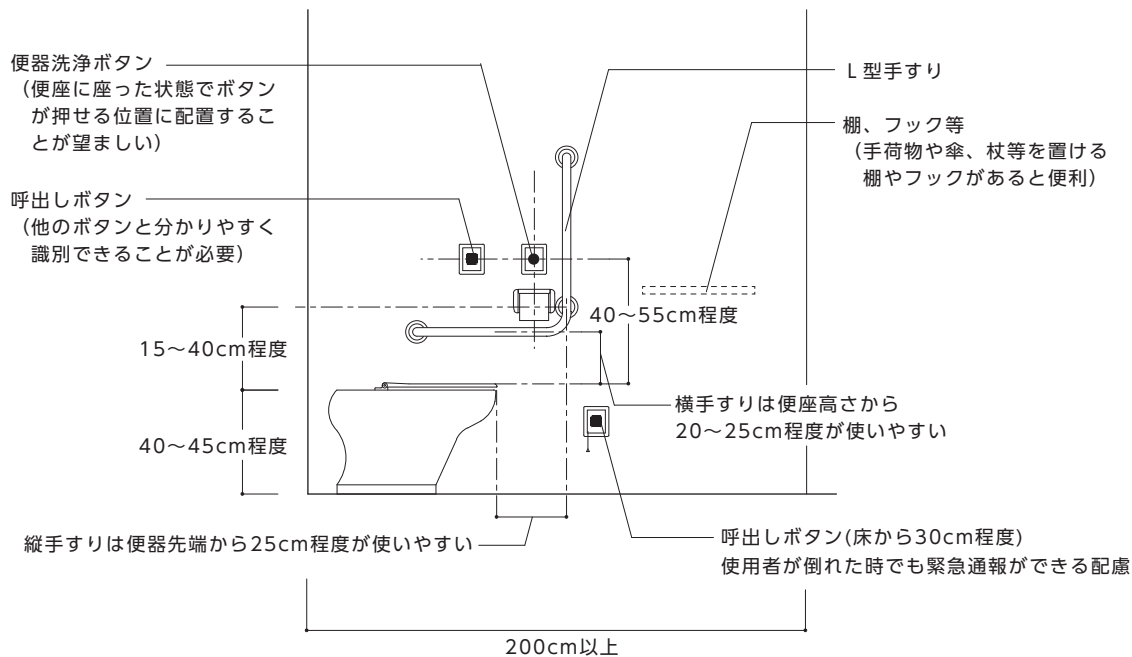


【図10.6】 オストメイト用簡易水栓を設けた例



《 参 考 図 》

【図10.7】 ボタンの配置例

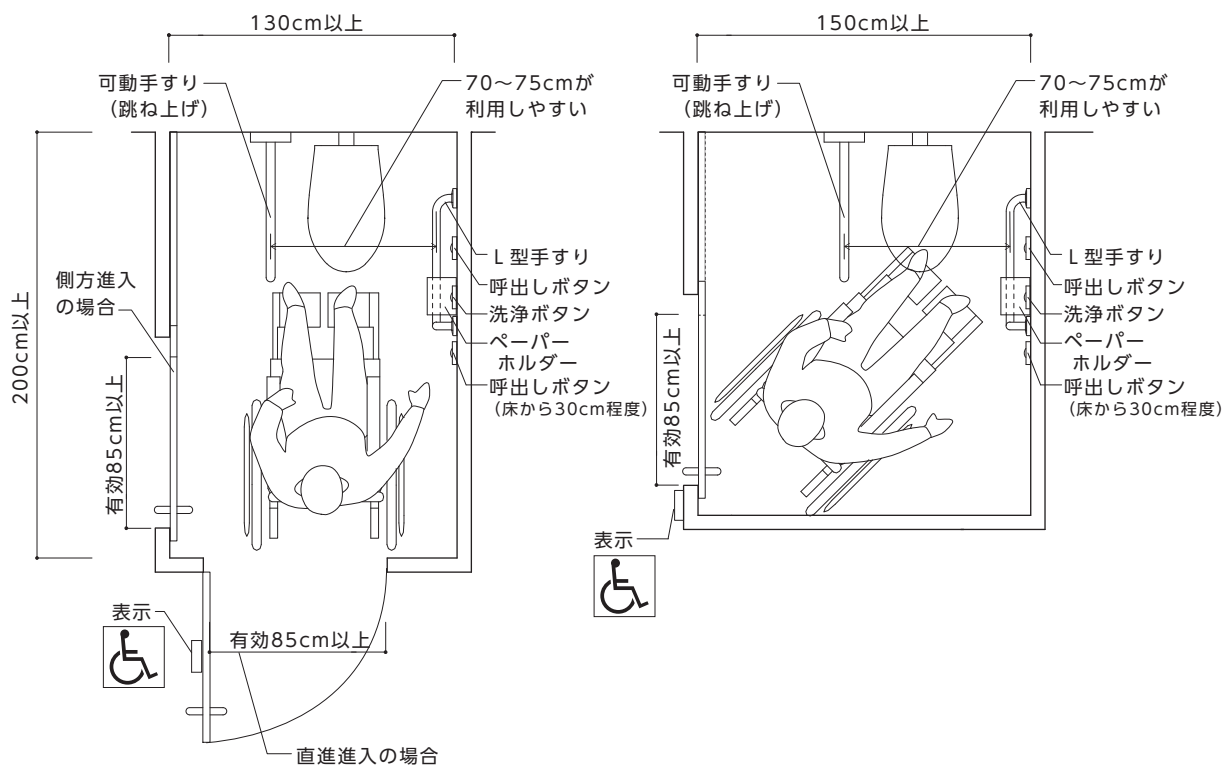


※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図10.8】 簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

■側方進入の場合



11 便所（車椅子使用者用便房）

●基本的考え方●

車椅子使用者が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。水栓器具、ベビーチェア及びベビーベッドは、便所（一般用）に配置することを第一とする。

整備基準（遵守基準）

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、当該便所は、10の項〔便所（一般用トイレ）〕に定めるほか次に定める構造とすること。

- (1) 便所（一般用）に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (2) 車椅子使用者用便房の出入口の幅は、85cm以上とすること。
- (3) 出入口には、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の通行の支障となる段差を設けないこと。
- (4) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。
- (5) 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (6) 腰掛便器、手すり等を適切に配置すること。
- (7) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

■整備基準（遵守基準）の解説

(4) 案内表示

- トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。

(5) 大きさ

- 手動車椅子使用者が360度回転可能な150cm以上の円が内接できる程度の空間を確保する。
- 車椅子使用者が便器の前に行くためには、障がいの程度・種類により様々な動きができるように、便器の前面は車椅子使用者の動きの支障にならないように、できる限り空間を確保する。

→【図 11.1】【図 11.3】
参照

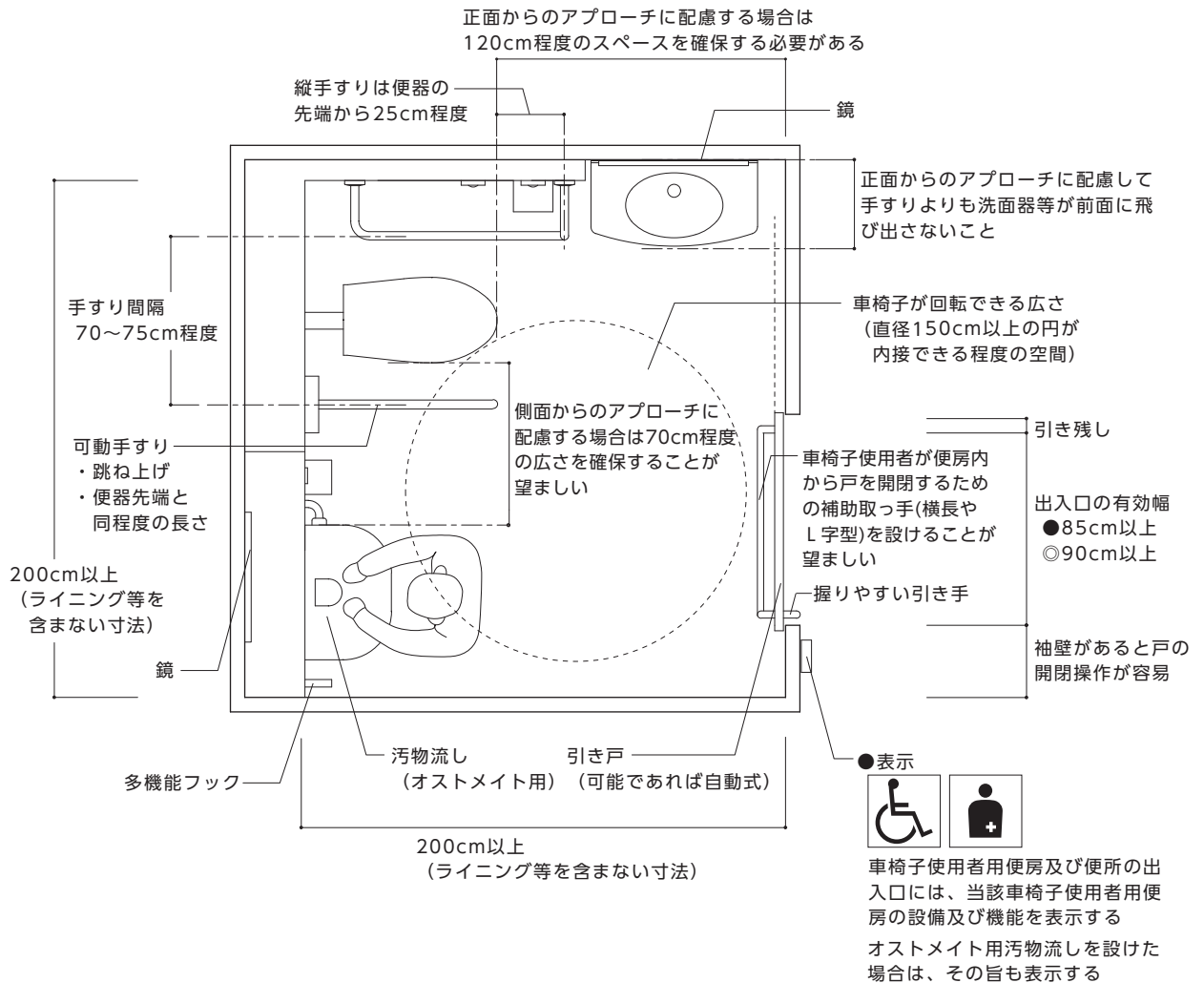
<p>(6) 設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●附属器具（洗浄装置、ペーパーホルダー、フック、棚、鏡、握り手、鍵等）は、車椅子使用者の行動空間やアクセスなど、高齢者、障がい者等に配慮したものとし、適切に配置する。 ●便房内には、非常用の呼出しボタンを設け、床に転倒した際にも手が届く位置に設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ●洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に合わせたものとする。 ●洗浄装置の基本はボタン式とし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の周りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 	<p>→【図 11.4】【図 11.5】 【図 11.6】【図 11.7】 参照</p> <p>→資料編 P2-14 参照</p> <p>→音、光等で押したことが確認できるものが望ましい。</p>
<p>(7) 戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ●便房の戸は、車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ（60～70cm 程度）のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。 	

■望ましい整備

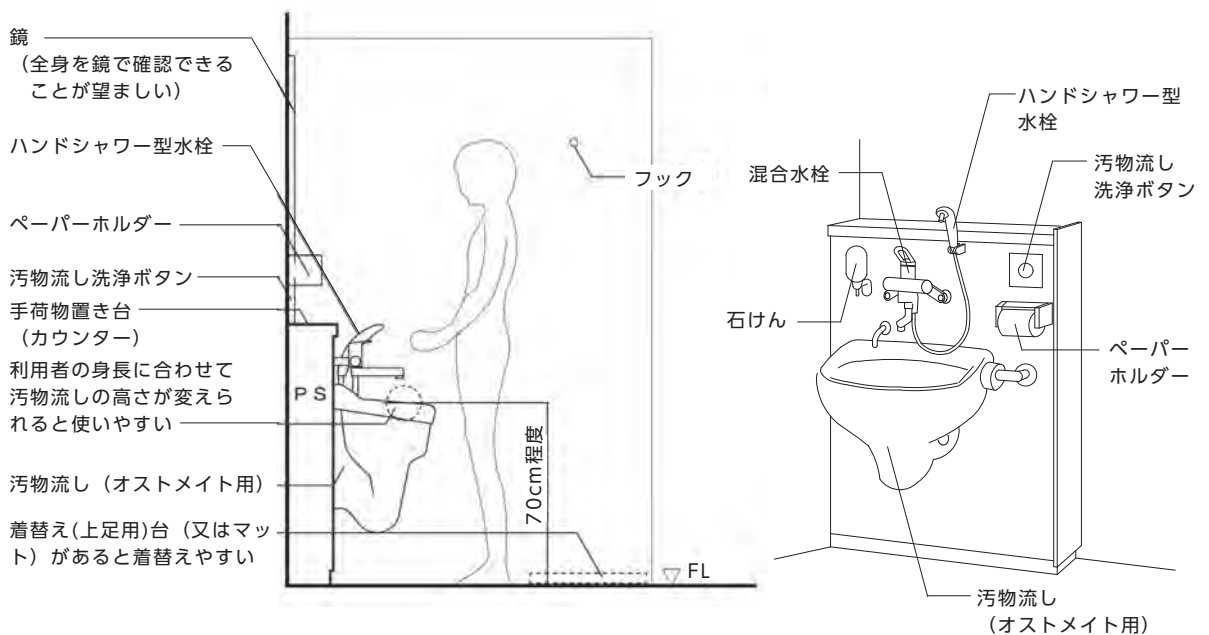
<p>設置位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎移動等円滑化経路が複数方面ある場合は、方面ごとに1以上設置する。 ◎男女別に設置する場合は、異性介助の際に入りやすい位置に設置する。 ◎障がい者の利便性を考慮して、設備等のレイアウトを左右別、障がい部位別等に、複数設置する。 <p>有効幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、出入口の有効幅 90cm 以上とする。 <p>音声案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎複数設置してある場合は、当該種別を分かりやすく知らせる音声案内を便所の出入口付近に設置する。 <p>大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎車椅子使用者の移乗に配慮して、便器の前方に 120cm 以上、側面に 70cm 以上の空間を確保して、衛生器具等を設置する。 ◎電動車椅子使用者が 360 度回転可能な 180cm 以上の円が内接できる程度の空間を確保する。 	
<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎重度障がい者等のおむつ替え用等に、大型の折り畳み式又は収納式のおむつ交換シートを設置する。その場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。 ◎高齢者、障がい者等に配慮した荷物等が置ける棚やフック等を設置する。 ◎出入口の戸から 70cm の範囲には、壁に附属物を設置しない。 ◎便座には背もたれを設置する。 <p>緊急時通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎音声及び光により緊急事態の発生を知らせることができる設備（フラッシュライト等）を備える。 	<p>→【図 11.8】参照</p>

《 参 考 図 》

【図11.1】 車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例

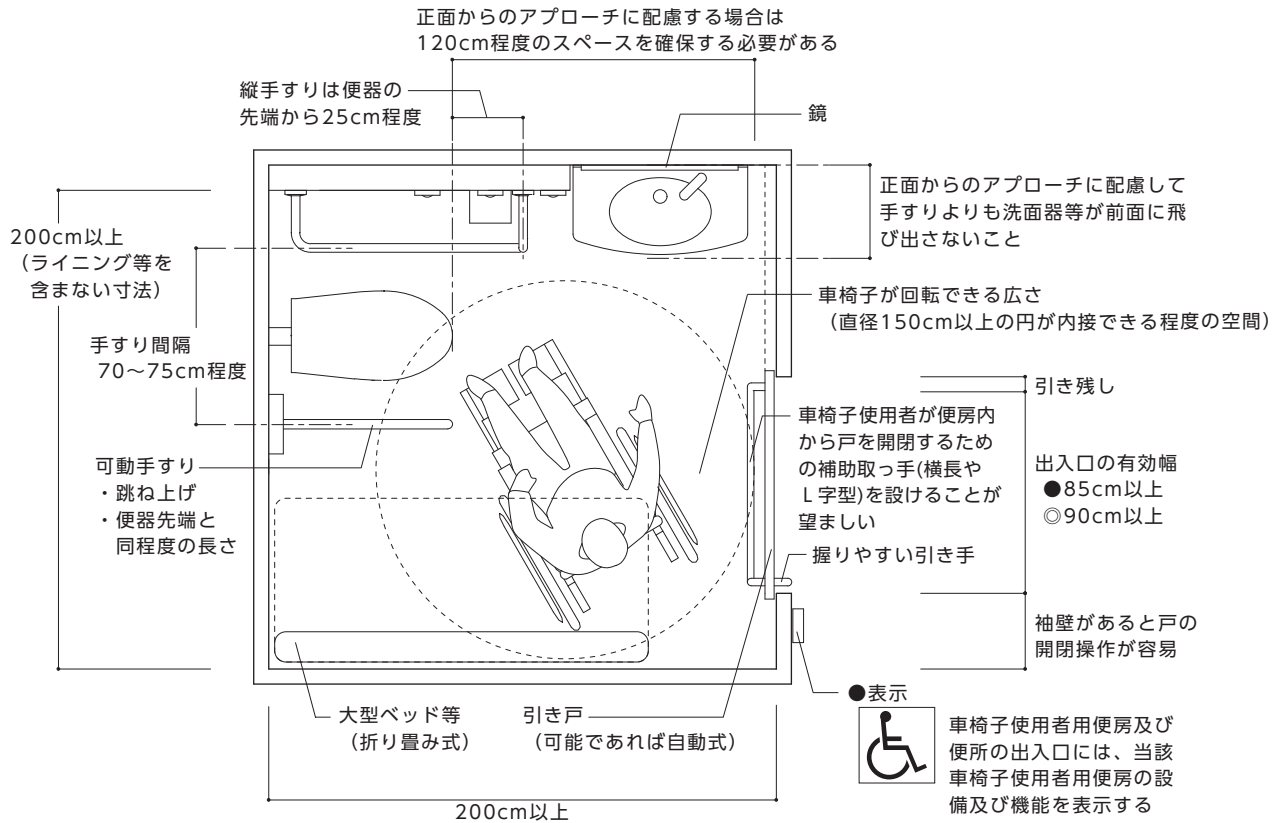


【図11.2】 オストメイト用汚物流しの例

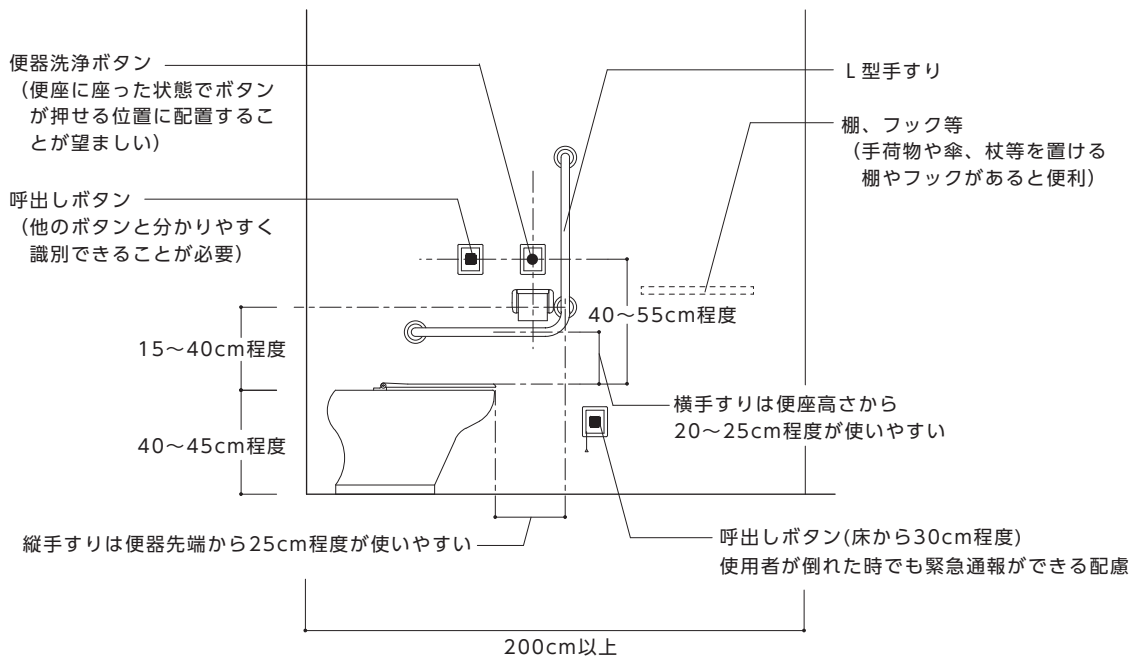


《 参 考 図 》

【図11.3】 車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



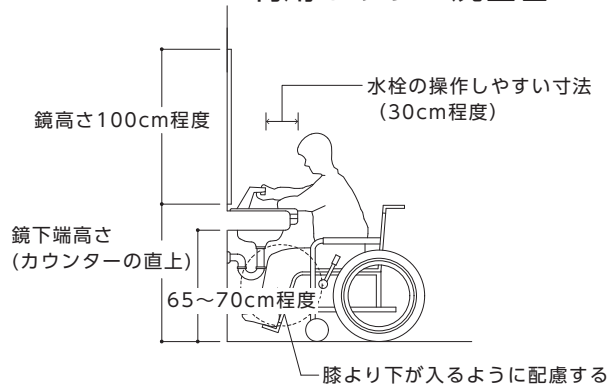
【図11.4】 ボタンの配置例



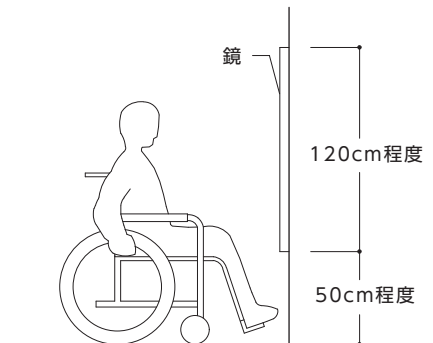
※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

《 参 考 図 》

【図11.5】 車椅子使用者が
利用しやすい洗面台

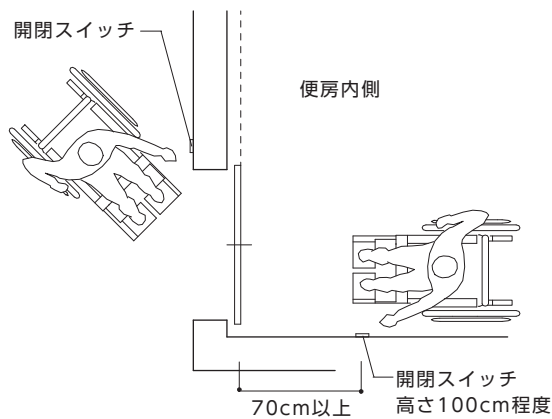


【図11.6】 便房内の身づくろい用
鏡の高さの例

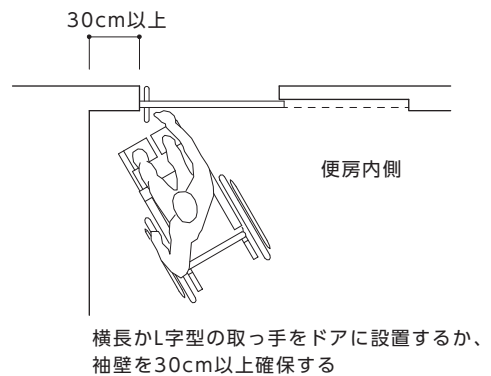


【図11.7】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

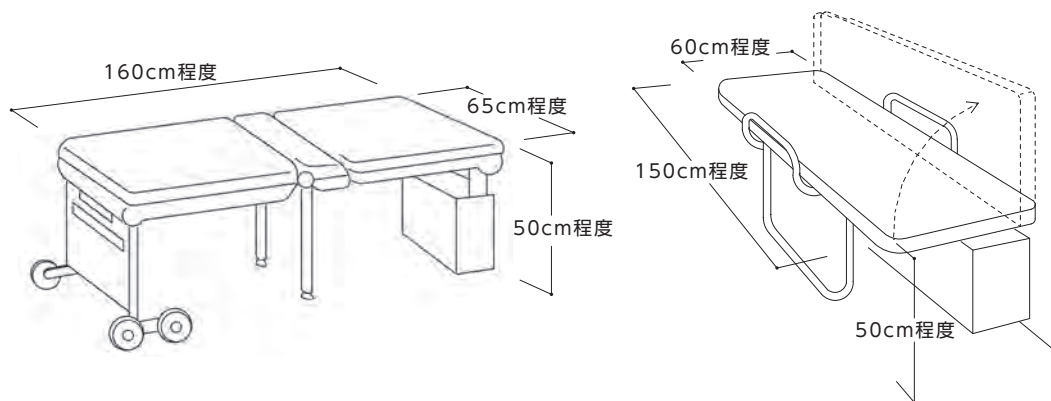
■自動ドア（引き戸）の場合



■手動ドア（引き戸）の場合



【図11.8】 折り畳み式介助用ベッドの例（幼児～大人まで：折り畳み収納型）



《 参 考 図 》

【図11.9】 視覚障がい者に配慮した便所の案内板の例



・触知案内図はJIS T 0922 に準じる。

12 旅客待合所

●基本的考え方●

旅客が乗車までの時間調整や休憩等のため常時利用する待合いの用途に供する施設等（以下「旅客待合所」という。）を設置する場合は、利用しやすい位置に高齢者、障がい者、乳幼児を連れた者等を含む全ての人が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

整備基準（遵守基準）

旅客待合所を設ける場合は、次に定める構造及び設備にすること。

- (1) 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (2) 旅客待合所への主要な通路の幅は、140cm 以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行できる構造とした上で、120cm 以上とすることができる。
- (3) 床面には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項〔傾斜路〕に定める構造の傾斜路を設けること。
- (4) 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面を取る等の安全な措置をとること。
- (6) 高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。

■整備基準（遵守基準）の解説

(2) 有効幅（転回スペース）

- 旅客待合所への主要な通路の有効幅を 120cm 以上とした場合は、50m 以内ごとに車椅子が転回できるスペース（おおよそ 170cm×140cm 角以上）を設ける。

→資料編 P2-26 参照

(4) 床面

- 床面には段差を設けず、平たんで滑りにくい仕上げとする。
- 「滑りにくい仕上げ」については、建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」の〔29 床の滑り〕の項を準用し、安全性に十分配慮する。

(5) 突起物

- 原則として床面から高さ 200cm 程度までには、天井及び壁面に突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障がい者の通行の支障とならないような安全な措置を講ずる。

→安全な措置とは、柵や点状ブロック等の設置で、白杖（はくじょう）で感知できる措置とする。

■望ましい整備

設置位置

- ◎旅客待合所は、乗降場に近接した位置に設ける。

ベンチ

- ◎旅客待合所内又は近接した位置に子育て支援環境の設備（授乳及びおむつ交換のできる場所等）や構内店舗等の休憩設備を設ける。

→建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」〔22 子育て支援環境の設備〕参照

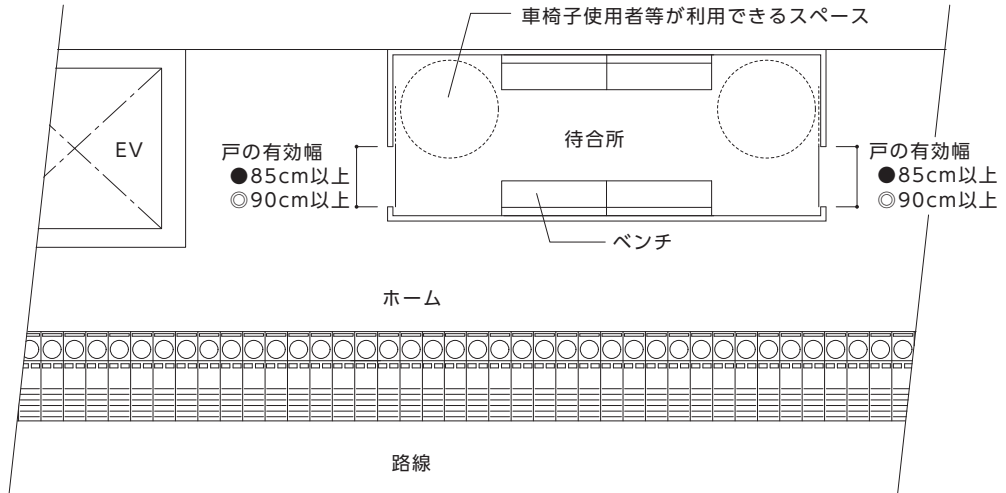
その他の注意事項

- ◎旅客待合所内又は近接した位置に便所を設ける。
- ◎旅客待合所内又は近接した位置に、車両等の運行に関する情報を提供するための設備を設ける。

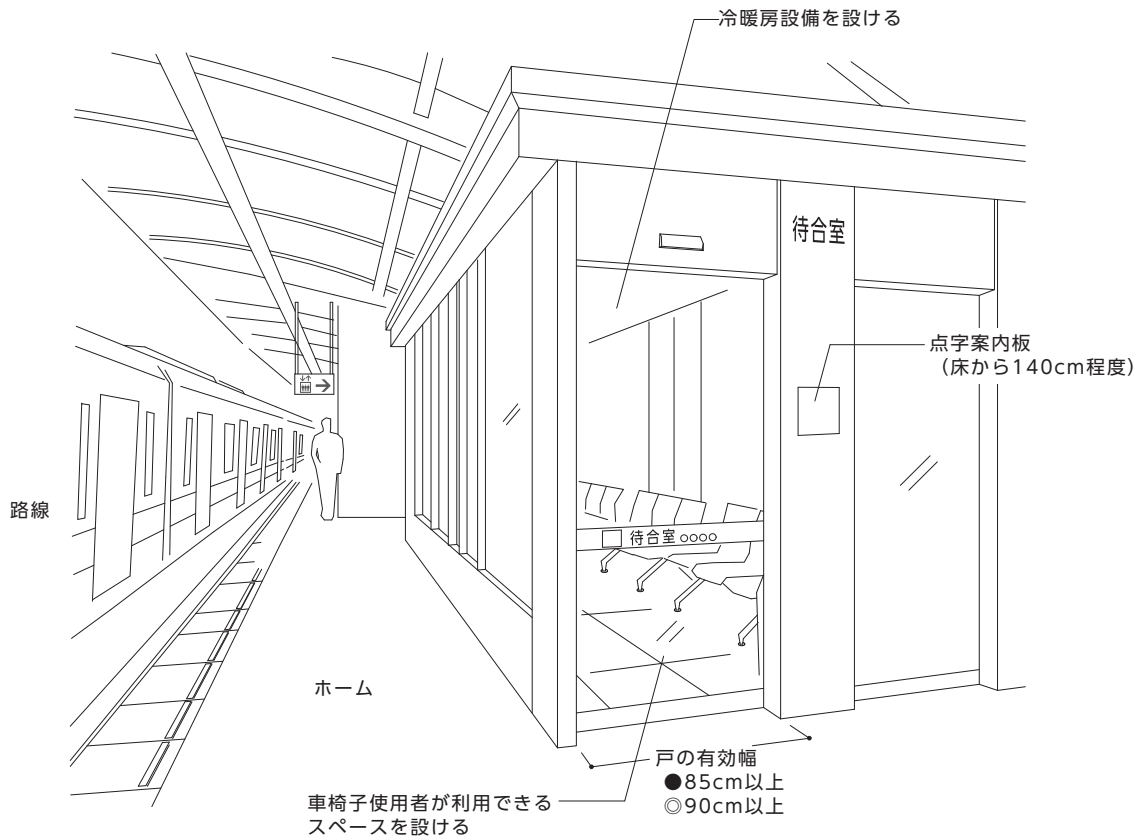
→既存施設で所内に設置できない場合は、所内から視認ができる場所に運行情報設備を設置する。

《 参 考 図 》

【図12.1】 旅客待合所の配置図



【図12.2】 乗降場(プラットホーム)に設けた旅客待合所の例(ホーム待合室)



13 戸

●基本的考え方●

高齢者、障がい者をはじめ全ての人が安全に、かつ容易に通行できるように配慮した構造とする。

整備基準（遵守基準）

案内所、旅客待合所その他不特定かつ多数の者が利用する部分に戸を設ける場合は、当該出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、85cm 以上とすること。
- (2) 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 床面には、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の通行の支障となる段差を設けないこと。

■整備基準（遵守基準）の解説

(1) 有効幅

- 幅とは、戸の開放時における有効幅をいう。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。

(2) 構造

- 施設利用者が多い、駅等の主要な出入口においては、車椅子使用者等や荷物を持った人がスムーズに通過できるように、自動開閉戸（引き戸式）を採用する。
- 開閉動作の難易度から見ると、開き戸より引き戸の方が、開閉しやすい。一般に推奨される順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸である。

(3) 段差

- 戸の枠や敷居により、車椅子使用者の通行に支障となる段差を設けない。

その他の注意事項

- 回転ドアは車椅子使用者の利用は困難であり、高齢者、障がい者、幼児等も危険があるため配慮を要する。回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の戸を併設する。
- 手動式引き戸の場合は、軽い力で開閉できるものとする。
- 開き戸は、車椅子使用者が通過しやすいように袖壁と開閉スペースを戸の前後に確保する。
- 自動式扉の開閉方法及び開閉時間は、高齢者、障がい者等に配慮したものとする。

→建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」〔2 出入口〕【図 2.5】参照

→120cm 以上の開閉スペースが望ましい。

→自動式扉の開閉速度は、開く時はある程度速く、閉まる時は遅いものとする。

■望ましい整備

有効幅

- ◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。
- ◎公共用通路との出入口の戸の幅は、車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とする。

構造

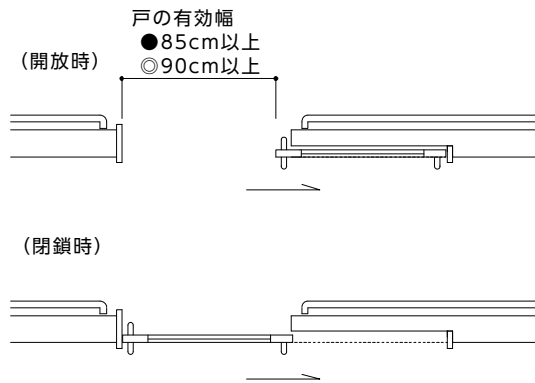
- ◎構造上やむを得ない場合以外は開き戸としない。
- ◎自動式扉の開閉装置は、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。
- ◎内部と外部が視認できる透明部分を設け、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにする。
- ◎ドアハンドルを設ける場合は、高齢者、障がい者等に配慮して安全かつ容易に開閉できるように、次に定める基準とする。
 - ・車椅子使用者、子ども等に配慮した高さに設置する。
 - ・形状は、棒状やレバーハンドル等とする。握り玉のものは手に障がいのある人が使いにくいので避ける。
 - ・周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。

→建築物編「1 建築物（共同住宅等以外）」【2 出入口】【図 2.9】参照

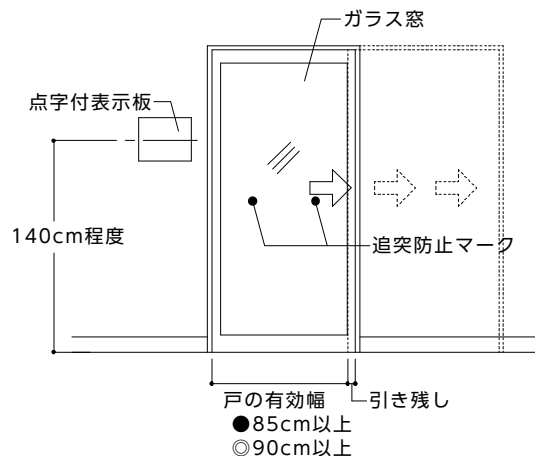
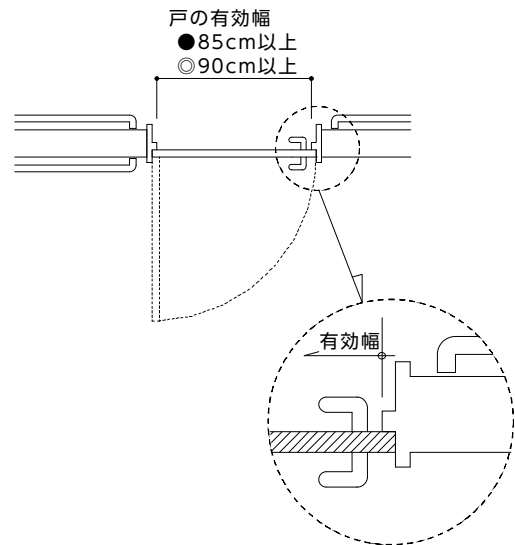
《 参 考 図 》

【図13.1】 戸の例

■引き戸の場合



■開き戸の場合



14 案内板等

●基本的考え方●

高齢者、障がい者、外国人等が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

整備基準（遵守基準）

- (1) 駅舎等の出入口の付近その他の適切な場所には、移動等円滑化のための主要な設備等の配置を表示した案内板等の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- (2) (1)の案内板等は、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人に配慮して明確で分かりやすい表示とすること。
- (3) 移動等円滑化のための主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。
- (4) (3)の標識は、日本産業規格 Z 8210 に適合するものであること。
- (5) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。

■整備基準（遵守基準）の解説

(1) 案内板等

- 移動等円滑化のための主要な設備（以下「主要な設備」という。）とは、エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備とする。

(2) 表示

- 高齢者、障がい者等に配慮して文字は大きく太い文字を使用し、できるだけ簡潔な表現とする。
- 案内板の地図、文字等は、高齢者、障がい者等に配慮して分かりやすい色彩を用いる。
- 案内板・運賃表等は、はっきりと分かりやすいものを、高齢者、車椅子利用者にも見やすい位置・高さに設置し分かりやすい記載内容にする。

→資料編 P2-23 参照

→資料編 P2-20 参照

(3) 設備標識

- 案内板等の解説の主要な設備に標識を設ける。

→文字、図記号、位置等は、(2)表示を参考とする。

(5) 運行情報

- 車両等の運行に関する情報とは、発車番線、発車時刻、車両種別、行先等とする。
- 旅客の流動が多いコンコースのほか、改札口付近や乗降場（プラットホーム）等に配置する。

→文字、位置等は、(2)表示を参考とする。

■望ましい整備

<p>設備案内板</p> <ul style="list-style-type: none">◎出入口及び改札口付近の分かりやすい場所に、設備案内板（移動等円滑化のための主要な設備等の配置を表示した案内板等）と併設して、誘導案内板を設置する。◎誘導案内板には、施設構内及び周辺の案内として、駅名（停留所名）、路線案内、乗場案内、駅の周辺の公共施設等必要なものを表記する。◎他の事業者や他の公共交通機関への乗換経路への誘導に当たっては、エレベーターを利用した経路も分かりやすく表示する。	<p>→【写真 14.1】参照</p> <p>→他の事業者や公共交通機関への接続施設については、統一して適切な情報提供をする。</p>
<p>表示</p> <ul style="list-style-type: none">◎文字案内は、和文とし、英文（駅名など固有名詞はローマ字）併記する。また、和文は漢字による表現とし、必要に応じ平仮名を併記する。◎幼児、知的障がい者等に配慮し、構内設備等を図記号（ピクトグラム）等を用いて、分かりやすく表示する。◎出口、便所、乗車券販売所等の主要な施設名には、多言語（英語、中国語、韓国語等）を併記する。	<p>→鉄軌道駅については、駅長事務室、精算機も表記する。</p>
<p>設備標識</p> <ul style="list-style-type: none">◎主要な設備以外にも標識を設ける。	
<p>運行情報</p> <ul style="list-style-type: none">◎LED（発光ダイオード）、液晶ディスプレイ等を用いた可変式情報表示装置とする。	<p>→【写真 14.2】参照</p>
<p>緊急時の案内用設備</p> <ul style="list-style-type: none">◎視覚障がい者や聴覚障がい者にも配慮し、緊急事態、事故情報等を音声・文字表示によって提供できる設備を整える。	

《 参 考 図 》

【写真14.1】 駅周辺案内板の例



【図14.1】 壁付駅施設誘導標の例



具体的な距離を表示することが望ましい

《 参 考 図 》

【写真14.2】 可変式情報表示板の配置例

